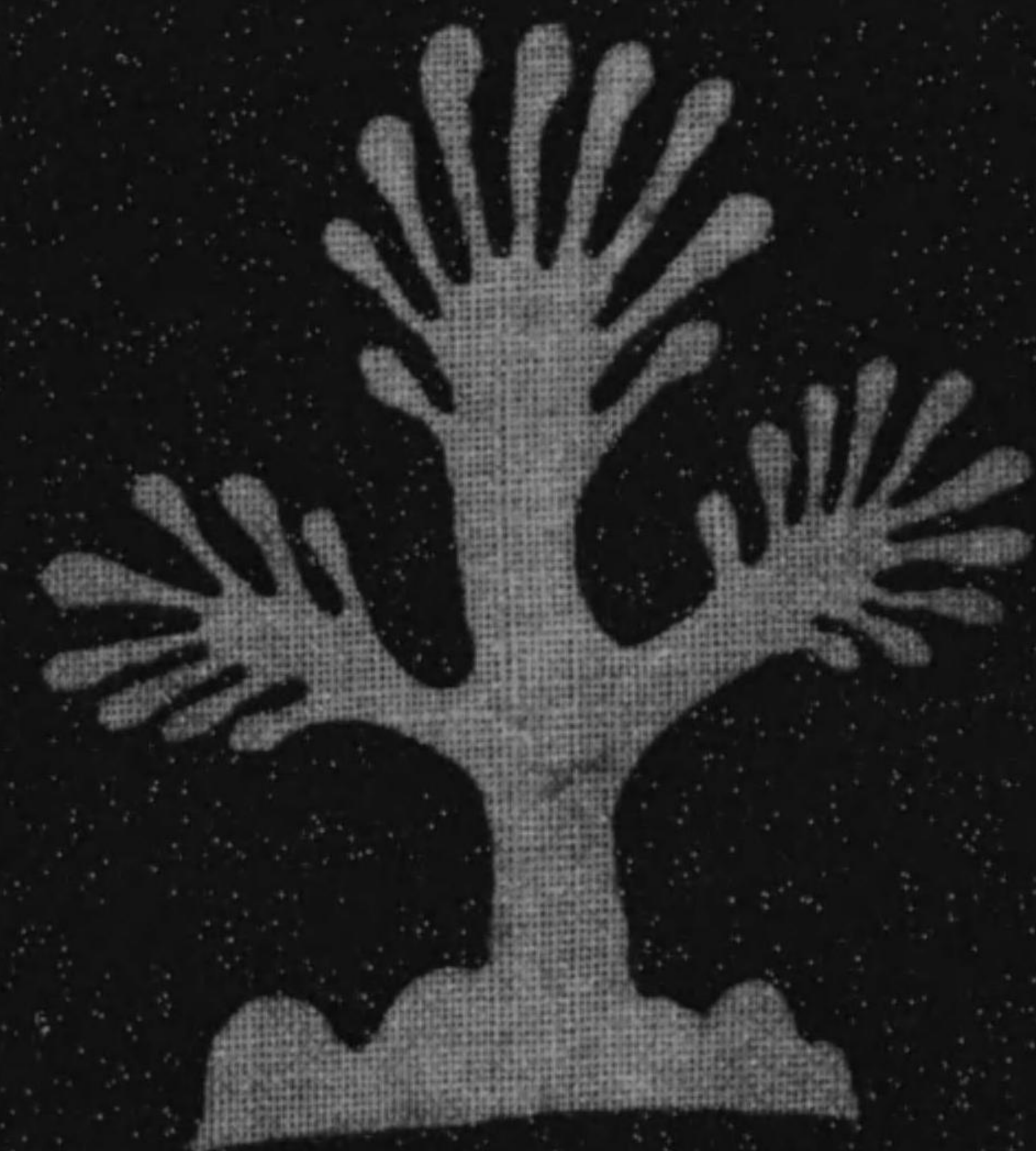


259.5

140

山鹿素行



0042029000

3

0042029-000

259.5-140

山鹿素行

田制佐重・著

春秋社

昭和11

AHB

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもので

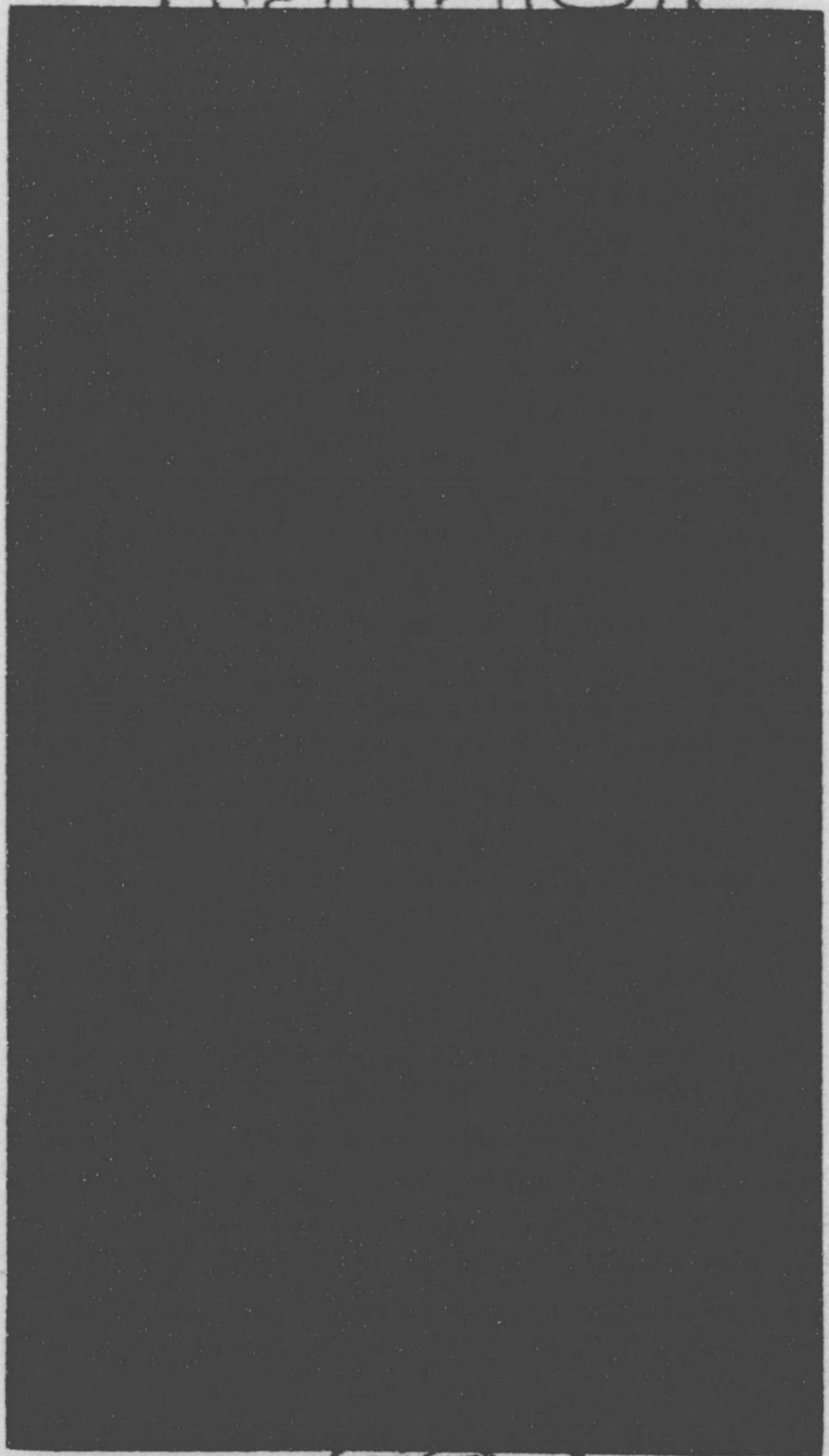
• 377

田制佐重著

山鹿素行

春秋社版

九二五



納本
五
中





山鹿素其筆蹟

山鹿素行

田制佐重

259.5-140

目次

第一章 素行の生涯……………一

 第一節 修學時代……………一

 第二節 千石ならざれば仕官せず……………七

 第三節 淺野内匠頭の師賓となる……………二一

 第四節 「聖教要録」筆禍に遭ふ……………二五

 第五節 赤穂配謫の十年……………三二

 第六節 晩年……………三五

 第七節 山鹿家の人々と素行の感化……………三八

第二章 素行の學風と人物……………三三

 第一節 古學の首唱……………三三

 第二節 自由主義、實學主義、日本主義……………三七

第三節 學の規準は聖學にあり……………四三
第四節 父として士人としての素行……………四七

第三章 素行の士道論……………五一

第一節 陽明學派の士道論……………五一

第二節 朱子學派の士道論……………五三

第三節 武士道學派の祖山鹿素行……………五七

第四節 素行の士道論……………六〇

第四章 日本精神の高調……………六四

第一節 「中朝事實」公刊の意義……………六四

第二節 俗學者の妄説を破す……………六八

第三節 神儒佛三教の比較……………七三

第四節 神道論……………七六

第五節 聖徳太子論……………七九

第五章 素行の教育説……………八三

第一節 教育者としての素行……………八三

第二節 教育立國説……………八五

第三節 學は日常卑近の間にあり……………八七

第四節 讀書必ずしも學ならず……………九二

第五節 學の方法……………九四

第六節 師道の尊嚴……………九七

第七節 節に従ふの教戒法……………一〇〇

第八節 女子教育論……………一〇三

山鹿素行略年表……………一〇七

参考書……………一〇九

第一章 素行の生涯

第一節 修學時代

朱子學派の山崎闇齋(二二七八年—二三四二年)、陽明學派の熊澤蕃山(二二七九年—二三五一年)に次いで、我が儒學界に初めて古學派を開き、また別に本邦武士道學派の開祖となつた山鹿素行(一三八三年—一三三四年)があらはれ、天下の學界を三分して、各々その覇を稱したのは、實に偉

素行は名を高興、または高祐といひ、初めの名を義以といつた。字は子敬、號は因山また素行といつたが、素行の號のみが専ら行はれてゐる。通稱を甚五左衛門といひ、元和八年八月二十六日を以て奥州會津に生れた。素行の先祖は筑前遠賀郡山鹿(一説に肥後山鹿とあり)の人である。その父は山鹿六右衛門高道といひ、慶長年間、伊勢龜山の城主、關長門守一政に仕へ、祿二百石を得てゐたが、如何なるゆゑにや、同僚の士某を殺し、ひそかに龜山を脱出して、奥州會津に通れ、會津侯蒲生忠郷に寄寓した。後ち大夫町田左近と交りを深くした。然るに、左近は三萬石の祿をとり、その家頗る豊かであつたので、高道のために田祿二百五十石を與へ、その邸内に居住せしめ、遇す

るに賓客の禮を以てし、且つ侍女をして高道の妾たらしめた。素行は實にこの妾の子である。その後、寛永四年、將軍家光は蒲生忠郷の罪を以て除封に値ひするとなして、卒かに會津の地を去らしめたが、町田左近は忠郷の許を離れて幕府に仕へて百人組の長となつた。そこで素行の父高道を推薦して、騎士となさんとしたが、高道はそれを辭し、長子の惣左衛門、即ち、素行の異母兄を以てこれに代らしめ、自からは薙髮して玄庵と號し、江戸に於て醫を業とした。かくして、素行は三歳の時に父に伴はれて江戸に出て來たのである。

素行は幼名を佐太郎といひ、牛込榎町、濟松寺の祖心禪尼の許に養はれ、六歳にして始めて塾師について書計を學び、八歳の頃までに四書、五經、七書、詩文の書を大方讀み覚え、九歳にして、幕府の儒者、林羅山（二二四三年—二三一七年）の門に入つた。時に文三郎と改稱した。當時、羅山は四十八歳であつた。即ち、寛永七年のこと、この年十二月には羅山弘文院を立てたり、また幕府が耶蘇教洋書の輸入を禁止した年であつた。「配所殘筆」に、「我等儀、凡下の者、ことさら無徳短才、なか／＼御歴々の御末席へも出座仕候ものにこれなく候ところ、幼少の時分より似合に人も存じ候て、御歴々方御取持下され候」とある如く、既に幼にして大にその學才がすぐれてゐたことが明らかである。「六歳より親申しつけ候て、學問仕らせられ候へども、無器用に候て、漸く八歳の頃までに、四書、五經、七書、詩文の書、大方よみ覚え候、九歳の時、稻葉丹後守殿、御家來

塚田奎助、我等親、近付きに候故、我等を林道春老の弟子に仕りたき由頼み入り候、奎助ついでに丹後守殿まで申上げ候へば、幼少にて學問仕り候こと奇特なる由仰せられ、御城に於て林道春へ直ちに丹後殿お頼み下され候、ついでには、奎助拙者を同道仕り候て道春へ參り、道春、永喜一座にて我等に論語の序無點の唐本にて讀ませ申され候、我等讀み候へば、山谷も取り出で候て讀ませられ候、永喜の申され候は、幼少にてかくの如く讀み候こと奇特に候、さりながら田舎學問のもの師を仕り候と相見え、點惡しく候由、申され候、道春も永喜と同意に申され候て、感悅仕られ、別してねんごろに候て、十一歳までに、以前讀み候書物ども、また點を改め、無點の本にて讀み直し申候」とあるやうに、羅山もかゝる幼少な子が、無點の論語や、山谷集を、たとひ田舎讀みが少々あつたにせよ、すら／＼と讀み得たことを歎賞した情景が偲ばれるではないか。また幼素行の得意、眼のあたりに髣髴するではないか。

素行は、かくて十一歳の春、歳旦の詩を初めて作り、これを師の羅山に見せたるに、僅かに一字だけを改められ、且つ羅山は自からその序文を書いてくれ、幼少の述作、別して感じ入る旨の書狀を、それに副へ、また、わざ／＼和韻をしたといふ。同年、堀尾山城守の家老、揖斐伊豆が十一歳の素行に會ひ、山城守の侍讀たることを承諾され、ば、二百石を差上げたいといふことの申出があつたが、素行の父の同意を得ずして、沙汰やみとなつた。十四歳の頃に至つて、詩と文と共に上達

し、傳奏、飛鳥井大納言の招きに應じて、即座に詩を作り、それを呈上したるに、大納言は和歌を詠吟して和韻せられた。また烏丸大納言がこれを傳聞され、素行を召して詩文の唱酬をなし、その後互に折々詩文の贈答をなしたのである。

かくして、十五歳の時、素行は初めて大學を講釋したが、聽衆滿堂の姿であつた。翌十六歳の時に大森信濃守、黒田信濃守の所望によつて孟子の講釋をなし、また蒔田甫庵の所望で論語を講じ、何れも翌年までに講じ終つた。これが素行として最初の講學、即ち教授の經驗であつた。尙ほ、その講釋は師羅山の傳統をついだ朱子學流であつたことはいふまでもない。

幕府は當時既に鎖國政策を採つてゐたが國防軍備のことは怠らず、當時幾多有名な砲術家や兵法軍學者が輩出した。素行は一方に於て、かく經學詩文の方面に精勵すると共に、他方に於て兵武の修業にも努めた。「我等幼弱より武藝軍法怠らず候、十五の時に、尾畑勘兵衛殿、北條安房守殿へ逢ひ申し候て、兵學を稽古せしめ、修業候一即ち、素行は幼少より刀劍、騎射、及び小技に至るまで悉くこれを好み、十五歳にして前記の甲州流の軍學者として有名であつた尾畑景憲及び、その高弟であつて北條安房守氏長の二人について兵法軍學を學び、數年にして軍法、陣法、城法、戰法を悉く修得し、未だ二十歳にならざるうち既に七書の傳を受け、二十一歳の時には尾畑景憲の兵法淵源の印可を得、特に門弟中一人もないといふ印可の副狀まで授與された。即ち、それは素行の神道

の教師であつた高野按察院光宥の筆であるが、その文には「文に於て、その能く勤むるを感じ、武に於て、その能く修むるを歎ず、あゝ文章あるもの必ず武備あり、古人もいひ、我もまたいふ」とあつた。素行の得意おもふべく、師の尾畑は特に文章あるもの云々の一句、まさに素行その人の面目をいひ盡して割切であるといつて、歎賞して措かなかつた。かくして、素行は武道兵學の皆傳を授けられたのである。

素行は、十七歳の冬、前記の高野光宥法印から神道の傳授を受け、神代の卷はいふに及ばず、いはゆる兩部神道の秘傳なるものを残らず授けられた。然るに、その後壯年の頃、歌學者廣田坦齋といふ忌部氏の嫡流に當る人から、根本宗源の神道を授けられ、忌部氏の神道口訣を残らず相傳されたのである。

素行の神道研究は、同時に國學、歌學の研究へと進んで行つた。即ち、十七歳の時より歌學に志し、二十歳までのうちに、源氏物語を残らず學び、源語秘訣までも傳授せられ、さらに伊勢物語、大和物語、枕草紙、萬葉集、百人一首三部抄、三代集に至るまで、悉く廣田坦齋によつて授けられたのである。それより源氏私抄、萬葉集、枕草紙、三代集等の私抄註解を撰述し、詠歌に志ふかく一年に千首の和歌を詠じたけれども、その後、思ふ仔細あつて捨て置くに至つたといふ。尙ほ素行は羅山に就いて職原抄、官位の次第などに關する講釋を残らず聽いたが、廣田坦齋からもその講義

を受け、さらに不分明の個處は菊亭大納言について質疑を試みたといふ。

かくの如く、素行の學問は和漢を兼ね、文武二道にわたり、而も尙ほ停止するところを知らず、その後、老莊以下諸子百家に至るまで悉く讀破せざるといふことなく、さらに志を禪に寄せ、諸山群利の大徳について、直指人心の眞訣を會得した。殊に萬治元年、彼が三十七歳の時、黄蘗山隱元禪師（二二五四年—二三三三年）の江戸に来るに會し、多年の志であつた佛法の大意を問うて、大に會得するところがあつた。かく、彼はいやしくも當時の學問といふ學問は、殆どこれを究明せざるものなく、その博學審問に至つては、眞に當時彼を措いて他にこれなかつたといはねばならぬ。彼の述懐にもあるやうに「我等事、幼少より壯年まで、専ら程子朱子の學筋を勤め、……中頃、老子莊子を好み、玄々虚無の沙汰を本と存じ候、この時分（中年より老年へかけてのこと）は別して佛法を貴び候て、諸五山の名知識に逢ひ、參覺悟道を樂しみ、隱元禪師へまで相看えしめ候」云々とあるが、即ちそれである。實に、彼の學問は神儒佛の三道にわたり、老莊並に諸士百家より、本朝の國學、史學、歌學、職原等の全般に及び、さらに文學を盡して尙ほ足らず、兵法軍學の奥義を究め、かくして文武二方面を兼修し、いはゆる文章あるもの必ず武備あるの言、我れを欺かざるものといふべきである。偉なるかな素行よ、彼は實に偃武以來四豪傑中、第一位に居るのは、決してゆるなきにあらずである。

第二節 千石ならざれば仕官せず

素行は夙に十一歳の幼少を以て堀尾山城守の近侍に所望され、而も祿高二百石といふ條件であつたが、彼の父高道はもとより吾が兒の大成するものなる事を見抜いてゐたから、それに同意する筈はなかつた。何よりも修業が大事である。大器は必ず晩成す、苗にして秀づるものは必ずしもその將來が伸びない、先づ何よりも修業、攻學、素行の父にして初めて吾が兒を知れりといふべきか。然るに、素行十七歳の時、謙信流の軍法家で諸侯士大夫に多くの弟子を持ち、而も弱輩素行について兵學を勉強した湫兵右衛門と、素行に鞠身の柔術を相傳し、その奥義までも授けた小栗仁右衛門との二人が推舉して、紀伊大納言頼宣卿から七十人扶持で御小姓近習に召し抱へられる話になり、殆どその約束までも出来てしまつたところへ、たま／＼老中阿部豊後守忠秋も、かねてより素行の名聲一世に高きを聞き、尾畑景憲、北條氏長の二人に依頼して、素行を聘しようとするに會したが素行は紀州家との先約があつたために、それを斷つた。ところが、紀伊大納言がこの事を傳聞せられて、それほどまで老中が素行を所望するとあれば、自分の方は、たとひ先約であつても、當方から遠慮してもよいといふことになり、素行も板ばさみになつて、遂に二家ともその申出を謝絶してしまつた。

その翌、素行十八歳の時、加賀の松平筑前守も素行の名聲を聞き、町野長門守を介して素行を召しかゝえようとしたが、素行の父は知行千石ならざれば罷り出て候こと無用に仕るべく候とて、素行を引きとめてゐた。然し、松平家では七百石までは與へるが、それ以上は望みなしといふので、その話はそれで打ち切りとなつた。

正保の頃に至つて、素行の兵法軍學は、いよ／＼有名になり、諸侯士大夫より以下、彼が門について學ぶもの極めて多く、中でも、北條安房守、松平越中守、淺野因幡守、丹羽左京大夫、阿部伊勢守、板倉内膳正、松浦紀伊守、本多備前守等は何れも素行の高弟として、彼を尊信すること尋常一通りではなかつた。正保四年秋、素行二十六歳の時、將軍家光公が北條安房守に城取りの作法本圖の作製を仰せつけられたことがある。たま／＼安房守が素行の私宅を訪問して、その本圖の作製を素行に相談し、その結果、陰陽の兩圖を作つて献つたことがある。家光公がかね／＼素行に目をかけてゐたことは改めていふまでもない。それは素行を養育した牛込濟松寺の祖心禪尼の一方ならぬ思ひやりが大に手傳つたものである。尙ほ松平越中守、久世和泉守、松平伊豆守、酒井日向守、師の羅山などが陰となり日向となつて、素行を將軍に推舉したことも疑はれないのである。

かくして慶安四年、素行三十歳の時の二月、幕府の近習番頭、駒井左京は、同じく小姓、阿部伊勢守に依頼して、素行の弟子となり、兵學を學ばんことを懇請したのである。素行は幸ひ近所に北

條安房守がゐられるのだから、安房守について學ばれたしと一應謝絶したが、特に家光公の御思召であるといふので、それを承諾した。そこで、素行はこのことを祖心禪尼につぶさに語つたところ果して家光公の上意であり、折もあらば素行を近臣の列に加へんとの下心から先づ試みにその近臣をして兵學兵法を學ばしめんとのが分明した。將軍は、かねてより奉仕してゐた祖心尼を介して、時々素行に對して蔭ながら眷遇を賜うたのである。そこで、素行も一意、幕府に仕へんとの念を深め、それ以後は諸侯への仕途を一切斷念するに至つたが、同年四月、家光公卒かに薨去したので、惜しくも幕府への仕官の望みも、遂にそのために解消してしまつた。また、彼を最も敬重してゐた名君松平越中守定綱も、同年十二月に逝去したので、かた／＼以て幕府への仕官は全くその望みがなくなつたのである。

松平越中守は素行を最も愛重されて、素行が二十五歳の頃は、もはや六十歳ぐらゐであつたが、學問、兵學の事を、いろ／＼詮議、議論し、兼ねて詩文の贈答をされたといふことで、素行も「御門葉と申し、御譜代の御大名には珍らしき御學問にて、兵法は尾畑殿の印可まで御究め、東海道一番の御大名、人皆崇敬仕り候ところ、拙者御信仰、大方ならず候」といひ、大に推讃してゐる。同年、丹羽左京大夫が、かねて素行について兵書を學んだ人であるが、兵書のついでに莊子の講釋を所望したので、素行は折々講義した、「その時分は我等事、老子莊子の學を好み候て講釋申し上げ

候、然るに武田道安こと、明壽院に老莊を相傳へ候、近代、世上に莊子の講釋はこれなく、拙者讀み候こと心許なく候間、一座聞き申したきの由を、淺野因州公おたのみ申され、因州公、拙者へお斷り成され候て、道安こと、丹羽左京大夫殿の亭にて一座仕り候て、拙者の莊子を聞き申され候、道安殊の外拙者を褒美、大方ならず候、その段、後ちまで因州公お咄しに候、道安は醫師、殊さら學問も廣才これなく候へども、明壽院以來に承はらず候由、別して褒美仕られ候」云々とあるのがそれであつて、素行は二十五六歳頃、盛んに老莊枯淡の學に興味を覺え、「老莊禪の作法は活達自由に候て、性心の作用、天地一枚の妙用、高く相成るやうに存ぜられ候て、何事も本心自性の用所を以て仕り候ゆる、滯るところこれなく、乾坤打破仕り候ても、萬代不變の一理は惶々洒落たるところ疑ひなく存じ候」と、あるのが、即ちそれである。

かくの如く、素行は夙に仕官の途が再三あつたにかゝはらず、殊に將軍家光に仕へる機縁も熟してゐながら、遂にそのことなくして止み、空しく三十歳を過ぎたのである。然るに、家光將軍薨去して、四代將軍家綱がその後を襲ぐに至つた承應元年（二三二二年）、素行三十一歳に至つて、漸く彼の父のいはゆる千石の祿が初めて素行の身にふりかゝつて來たのである。播州赤穂の城主、淺野内匠頭長友の素行召聘が、即ちそれである。素行の感激、何ものにかたとへんやである。「翌辰の年、淺野内匠頭、拙者え直ちに約束仕られ候て、いろ／＼ねんごろの上、知行千石あてがはれ候」と、素行自からいつてゐるのは、それに外ならぬ。

第三節 淺野内匠頭の師賓となる

かくして、素行は三十一歳にして初めて父親の望める千石の知行を得るに至つた。淺野侯は當時僅かに五萬石の城主であつたが、而も千石の多きを以て、敢て素行を迎へたのは、實に破天荒の壯舉であるといはねばならない。のみならず、「拙者儀、相應の奉公申しつけられ候やうに、たつて頼み申し候へども、いかゞ存ぜられ候や、番ならびに使者など一度も申しつけられず候、定めて拙者不調法ものゆるにて、これあるべく候、稽古日を定め置き、我等まかり出で候時分は馳走仕られ候て、浪人分に仕られ候」とあるやうに、淺野侯は素行に對して、何等の職務にも就かせず、常に賓師としてこれを優遇し、先生、先生といつて、敢てその名をいはなかつたといふ。

かくて、翌承應二年五月、播州赤穂へ行つたが、途中、大阪に於て、兵學の弟子であつた曾我丹波守宅に二三日滞在し、板倉内膳正と共に一日大に快談を交はしたと傳へられる。赤穂に止まること前後八年、仕官の約成りてより九年にして、祿を辭して江戸に歸つた。「内匠頭方に九年これあり、存じ寄りの仔細御座候て、書付を差し上げ、子年（萬治三年）大島雲八殿を頼み奉り、知行お斷り申上げ候て上り候、その時分は加増まで申しつけらるべく候由に、お留めなされ候へども、加

増利祿の望みにて知行断はり申し候にては御座なく候由、たつて断り申し候て、知行返納候」とあるのが、即ちそれであるが、素行は當時、學問思想上に於ける一大變轉機に臨み、漸く従來自己の抱懐したる學問、思想に對する疑惑が、彼をして到底長く仕官に甘んぜしむることを不可能ならしめたものに外ならない。もちろん、素行は這般の消息、心境の變轉については一言も遺してゐないのであるが、當時三十九歳、不惑の年を前にして、彼の心底には到底拂拭すべからざる疑惑煩悶の黒雲が蟠居してゐたことは、やがて、彼がその後の聖學の眞髓に悟入し、従來の學問思想の皮殻を脱却して、自由なる學的乃至思想的境地を打開し得るに至つた事實に徴して、ほどこれを想察することが出来よう。素行の精神の豁達にして、而も審密、いやしくもせざることを思ひ、且つまた、その純眞にして深刻なる心的態度は、到底彼れ自身の疑惑を欺瞞して、いはゆる君子危きに近づかずといふ如き内外不一致の心的生活を送るに堪へなかつたものであらう。殊に身は諸侯の賓師として、その與かるところ一藩一城の政治及び武備の指導にあるをや、思うて、ひとたびこゝに到るや彼れ素行なるもの、いかでか一日として知行祿高を食むを潔しとすることを得ようぞ。彼が存じ寄り候仔細御座候て辭職した眞精神の那邊にあつたかは、昭々乎として明らかではないか。

淺野侯が如何に素行に傾倒してゐたかは、素行の次の如き言葉によつて知ることが出来る。「知行断り申し候て以後、間御座候て、淺野因州公、本多備前守殿など、私宅へ御出でなされ候時分、

因州公仰せられ候は、その方儀、以來は一萬石にてこれなく候はゞ、何方へも奉公仕るまじく候由かねて申し候一段、尤もに思召され候、古來、戰國の時には、陪臣に高知行取るもの數多候、木村常陸介、五萬石の時、木村惣左衛門五千石、長谷川藤五郎八萬石の時、島彌左衛門八千石取り候、丹羽五郎左衛門十二萬石にて、江口三郎右衛門、坂井與右衛門一萬石づゝ取り候、かやうのこと珍らしからず候、結城中納言殿越前、權頭の時分、仰せられ候は、御國を拜領なされ候以前にかはり別して御満足ありがたく思し召し候條これあり、その第一は年來分限廣く候はゞ、召し置かれたく思し召され候、久世但馬守、今度二萬石下され、召し出され候、この段、大名に仰せつけられ候ゆゑ、頼み相叶ひ申し候由、仰せられ候段、石谷土入物語り候、さて近來我等存じ候ても、寺澤志摩守殿へ、天野源右衛門を八千石にて召し抱へられ候、松平越中守殿へ、吉村又右衛門を一萬石にて召し抱へられ候、このものども名高き場處一兩度これあり候ものに候、渡邊睡庵こと藤堂泉州公へ浪人五萬石にてこれなくば、主取り仕るまじく候由申し候……しかるに、その方こと、戰國に生れ候はゞ、武功の段は右の者に劣り申すまじく候、この段は力業に相成らざること候、第一博學多才、只今、弘文院を差し置き、世上にこれあるまじく候、また聖學の筋發明仕り候こと、異朝にさへこれなく候間、古今にその方一人に候……兵學の儀は無双のやうに存ぜられ候、かくなる上は五萬石望み候とも、似合申さざるやうには存ぜず候、その上、一萬石にて奉公仕らず候ては、主用

に立ち申さざる段申すは、誠に當時相應なる望み、尤もの至りに候、我等こと、分限これなく候ゆゑ、別して残念に思し召され候」云々とあるやうに、淺野侯は素行の學問は當時、林羅山の弘文院を措いては天下第一、殊にその聖學の道統を究明したる點に於ては異朝にもこれなく、古今獨歩の創見であると推稱し、さらに、淺野侯は自からは十二歳より兵學の稽古をなし、先づ畠山氏の弟子になり、次に上泉流を習ひ、後ち尾畑勘兵衛の弟子となつて印可を取り、さらに北條安房守と兵學を談じたが、而もこれらの諸家は「その方の影ゆゑ、兵學の筋目初めてよく得心仕り、有りがたく思し召され候ゆゑ、その方へ、別に誓紙を遣はし置き候」といひ、素行を以て兵學に於ても天下無双なりと尊敬措かなかつた。だから、淺野侯が素行に向つて、今後一萬石にて仕官すべきを勸めてゐたのは決して偶然ではなかつた。たゞ淺野侯にして見れば、自身が僅か五萬石に過ぎなかつたので、素行を一萬石にて抱へることの出来なかつたことは分限これなく候ゆゑ、別して残念であつたであらう。

然し素行にして見れば、淺野侯だの、松浦侯だの、本多侯だのが、かやうに自分を崇敬されるのは「拙者儀、冥加に相叶ひ候と存じ奉り候、拙者儀を御存じなされず候御方には、定めて途方もなき、たわけ者に候、各様御崇敬なさせられ候を、寔に存じ、かくの如く高ぶりたること申し候と、これあるべく候」と遠慮し、「拙者ことは當分永の浪人と覺悟仕り候ゆゑ、諸事逼塞仕り罷り在り

候所存に御座候」といひ、斷然仕官の念を放棄したのである。時に素行、三十九歳であつた。その翌、寛文元年に、津輕越中守信政が、「知行のことは、その方の望みに」任せるといふ條件で召し抱へようとしたが、一旦、仕官を斷念した素行は、直ちにこれを謝絶した。かくして素行は江戸に於て家塾を開き、文學並に兵學の教授に専念するに至つて、從來より高かつた彼の名聲は、今や殆どその極頂に達し、素行の名は實に一世を風靡するの概があつた。彼の門に入つて、弟子の禮をとるもの二千人を越え、數千石の士太夫といへども、猶ほ及ばざるの豪華な生活ぶりであつた。

第四節 「聖教要録」筆禍に遭ふ

然るに好事魔多し、素行の聲望いよく揚がるに從ひ、思はざるの危難は陰然彼の身に迫りつゝあつた。寛文六年十月三日未上刻、北條安房守氏長より、突然「相尋ぬべき御用の儀に付、早々私宅まで参らるべく候、以上」との手紙が素行の手許に飛來したのである。これを一讀した素行の胸中には、忽ち前途に横はれる暗雲が往來したことはいふまでもない、彼にとつては全く寢耳に水の間であつた。然し別人ならぬ北條安房守からの手紙であるから、一刻の猶豫をなすべき場合ではなかつた。そこで、素行は即座に返書を認め、「御手紙下され、謹んで拜見奉り候、御尋ねなさるべき御用の儀、御座候間、早々貴宅まで参上仕るべく候旨、畏まり存じ奉り候、追つ付け参上仕るべ

候、以上」と申し送つたのである。素行も、ひそかに近頃刊行した「聖教要録」に關しての呼び出しであらうとは直感したものの、もとより確かなことはわからない、とにかく尋常のことではなからうと、大に決心するところがあつた。「かくの如く相認め遣はし候、夕料理いまだ下されず候ゆゑ、食事快く認め候て、行水仕り、定めて只事にてこれあるまじく存じ、立ちながら遺書相調へ遣はし置き候、もつとも死罪仰せつけられ候はゞ、公儀へ一通差し上げ、相果つべく、これまた相認め、懷中せしめ候、この外五六個處へ小翰相調へ、わざと老母方へは申し遣はさず、宗三寺へ參詣仕り、下人成るほどはぶき、若黨兩人召し連れ、馬上にて房州公へ參り候、四日には津輕公へ召し寄せらるべき、兼約御座候ひつるを、津輕殿門前にて存じ出し、明日參上仕るまじく候由、使を寄せ申し候て、北條殿へ參り候、門前に人馬多く相見え候、只今何方へか打ち立たん様子に御座候この體、拙者もし參らず候はゞ、則ち拙宅へ押し寄せ、お踏みつぶしこれあるべき様子と相見え申し候、私ことは刀を下人に渡し、座敷へ上り申し候て、笑ひながら申し候は、いかやうの事候や、御門前殊の外、人多く御座候由申し候て、奥へ通り候、しばらく候て、北條殿出でられ候て、逢ひ申し候、北條殿申され候は、入らざる書物作り候ゆゑ、淺野内匠頭ところへお預けなされ候、これより直ちに彼の地へ參るべく候間、何にても、宿へ用向にても候はゞ申し遣はすべしと、別してねんごろに申され候、福島傳兵衛、硯を持ちて、拙者傍へ參り、申し遣はしたきことは傳兵衛申し次

ぐべき候由申し候間、私、北條殿へ向ひ申し候は、忝く存じ奉り候、しかしながら、常々家を出で候より、跡に心に残り候ことはこれなきやうに勤め罷り在り候間、書き置き申すべく候ことも御座なく候由申し候、そのうちに、島田藤十郎殿御出で候間、北條殿も座敷へ御列座にて、私召し出され候間、脇差を抜き罷り出で候へば、北條殿、島田殿、互に御式臺にて、北條殿仰せ渡され候は、その方こと、不届なる書物仕り候間、淺野内匠頭へお預けなされ候旨、御老中仰せ渡され候由に候私こと申し上げ候は、まづ以て御意の趣き畏り存じ奉り候、さりながら、御公儀様に對し、不届なる儀は、右の書物のうち、何の處にて御座候や、承はりたき儀に存じ候と申し候へば、房州御事、藤十郎殿へ御迎へにて、甚五左衛門、申しわけもこれあるべく候へども、かくの如く仰せつけられ候上は、申しわけに及ばず候御事と御申され候、私、申し上げ候は、御意の上は、とかくを申すべきやうこれなき由申し、罷り立ち候、おかし目付衆兩人居り申され候て、内匠頭家來御呼び仰せ渡され候に、おかし目付衆さはがしく申され候故、私笑ひ申し候て、一禮仕り、罷り立ち候、この時分、作法残るところなき由、右内匠頭の者ども、その晩、噂し申し候、内匠頭ところへ參り候ては、ふつに人にも逢ひ申さず候」と、かくして素行は即日、淺野侯邸に監送されたのである。

素行がその當日、若しや死罪の宣告でも下る場合の用意にとて、平素の覺悟のほどを遺書として認めた章句は、即ち次の如きものである。

「蒙、二千歳の今に當り、大に周公孔子の道を明らかにし、猶ほ吾が誤りを天下に糺さんと欲す、聖教要録を開板のところ、當時、俗學腐儒、身を修めず、忠孝を勤めず、況んや天下國家の用、聊かもこれを知らざるをや、故に吾が書に於て一句の論すべきなく、一言の糺すべきなし、或は權を借りて、而して利を貪り、或は讒を構へて、而して追蹤す、世皆これを知らず、専ら人口に任せて、而して虚を傳ふ、實否を正さず、その書を詳かにせず、その理を究めず、強いて書を嘲り、我を罪す、こゝに於てか、我れ始めて我が言の大道疑ひなきに安んず、天下これを辨ふるなし、それ我を罪するものは周公孔子の道を罪するなり、我れは罪すべし、而も道は罪すべからず、聖人の道を罪するは、時世の誤りなり、古今天下の公論、遁るべからず、凡そ道を知るの輩は、必ず天災に逢ふその先蹤尤も多し、乾坤倒覆し、日月光を失ふ、たゞ怨むらくは今世に生るゝもの、時世の誤りを末代に残さんことを、これ臣の罪なり、誠惶頓首」とあつて、北條安房守に宛てゝゐる。實に、素行自身が「恐れながら、日本大小の神祇、一字も後に改め候ことはこれなく、誠に我等辭世の一句にて候」といつてゐるものである。彼が世の學者たちを俗學腐儒といひ、また、我を罪するは周公孔子の道を罪するゆゑんと喝破した壯烈なる意氣と自信の深さを稱すべきであらう。

素行は、前にもいつたやうに、幕府の儒者林羅山について修學したのであるから、初めは朱子學を奉じてゐたのがあつたが、四十歳の後に至り、初めて理氣心性の説に疑ひを起し、さきに著はした

經解の書數種を悉く焼き棄て、専ら「聖教要録」の著に専念してゐたが、筆禍のために、若しや災の老父に及ばんことを恐れて、上梓を見合せてゐたが、寛文五年冬、素行四十四歳の時に父の死に遭ひ、かくて、その喪を終へてから、いよ／＼翌寛文六年の春に至つて、斷然「聖教要録」三卷を世に公けにしたのである。この書は、もとより瑣々たる小冊子に過ぎないが、實に彼が從來信奉したる程朱學と絶ちて、毅然卓拔なる獨自一家の見解を立て、初めて古學を提唱したものである。即ち、漢唐の訓詁、宋明の理學を共に排斥し去り、従つて朱子學をも遠慮會釋なく斥けて、「道統の傳、宋に至つて竟に泯没す」と叫び、後世の儒學は何れも皆周公孔子の教學の正鵠を得たものでなく、悉くこれ異端なりと喝破し、自から直に迹を周公孔子に接せんとした。そして頻りに自由討究の道を唱道するに至つたのである。

およそ、かゝることは從來林家がひとり占守してゐた朱子學の壘壘に向つて猛烈なる砲彈を浴びせかけたものに外ならなかつた。即ち、幕府が認めて以て天下の正學となし、而も當時、既に陽明學派があつたにせよ、海内の學者十中の八九までは悉く朱子學派に與みしてゐた時代に於ては、頗る突飛な聖教破壊者と認められたのは、これまた自然當然の理數であつた。彼はもと羅山の門から出たものであるから、朱子學を攻撃するは、即ち師説を攻撃するものであつた。尤も當時、羅山は既に逝去し（九年前の明暦三年に死す）た後であつたが、春齋あり、鳳岡あつて、羅山の子孫、蔚

然として學閥を成してゐたのである。而も、素行がこれに向つて反抗を敢てしたのであるから、林家一派の反感憎惡を招いたことは、もとよりいふまでもなく、また林家一派に反抗することは、直ちに以て幕府の正學、幕府の教育主義に對する反抗であつた、否、根柢よりそれらを破壊せんとするものである。この間に於て、素行ひとり古學を率先提唱し、大に自由討究の機運を捲き起さんとしたのは、いはゆる文王を待たずして興るもの、而もその狀は殆ど一州の兵を賭して天下に抗するの觀があつた。時恰も、幕府の親藩、會津の保科正之侯が山崎闇齋を聘して、大に程朱の學を尊信した際であつたから、その會津先封（蒲生忠郷）の一浪士たる彼れ素行にして、かくの如き學界革命の主張を敢てしたのを見、これを惡んで幕府に建言し、素行みだりに異説を唱へて世を惑はし、民を誣ふるの罪ありとなしたので、遂に幕府の刑辟に觸れて、寛文六年十月、播州赤穂の城内に幽閉流謫の身となつたのである。

然し、幕府が素行を斥けたのは、たゞ單に異説を提唱したためではないと見なければならぬ。たゞく慶安四年、三代將軍家光公逝いて、家綱公の將軍宣下のことがあつた。而して、七月に由井正雪の反亂が起り、正雪は事未然に發覺して自殺を遂げたけれども、一時、幕府の恐慌を惹起したと一方ではなかつたのである。然るに、その事あつて十五年後の今、素行、正雪の後に崛起し兵法をいふも正雪にまさり、聲望をいふも正雪にまさり、學問をいふも正雪にまさり、殆どあらゆる

點に於て正雪以上の人物であつたのである。既に正雪の陰謀に苦い經驗を嘗めた幕府としては、素行の身に疑ひを懐かすにはゐられなかつたであらう。而も世上、果して讒誣の徒あつて、曰く、「山鹿子、富は王愷石崇に合し、辯は蘇秦張儀を驚かし、兵器を設け、兵馬を備へ、好んで遊説の士、豪英の徒を集め、一虚に乗じて事を起さんとす」と。あつものに懲りたる者はなますを吹き、弓に傷ける鳥は曲木に驚く、幕府當時の周章の狀ほどこれを想察することが出来よう。即ち、これを要するに、素行は單にその學說主張のために厄難に遭つたのではなく、その人物としての影響の眞に恐るべきものがあつたために外ならない。幕府がかねて素行の人物を恐れてゐた矢先に「聖教要録」が開板されたのである。幕府としては、およそかくの如き大膽なる主張をなすものは、將來また測り知るべからざるものがあらうといふので、斷然遷謫の命を出すに至つたものであらう。

第五節 赤穂配謫の十年

かくて寛文六年十月九日、素行檻送の輿は江戸の淺野侯邸を發して、十月二十四日には赤穂の刈屋城に到着したのである。素行にとつては實に六年ぶりであつた。即ち「九日の未明に御當地罷り立ち候段、御公儀より仰せ聞けられ候へば、この者、大勢弟子門人これあり候、徒黨の輩これあるべく候間、道中は申すに及ばず、江戸罷り立ち候時分、芝、品川等にて奪ひ取り候ことなどこれあ

るべく候間、油断仕らす候やうに仰せ渡され候由に候間、付き候て参り候者どもも氣づかひ仕り候ゆゑ、朝より晝時、晝休みより泊りまでは、大小用をも辨せず候やうに心得申し候て、同二十四日の晩に赤穂へ著仕り候、我等匹夫の者に候ところ、一人の采幣にて大勢をも従へ申し候やうに、諸人存じ候ことは不仕合せなるうちに、少しは武士の覺悟のあるところにも罷り成るべく候や、この段みな虚説風聞に、次第に罷りなり候て、赤穂に於ては心やすく罷り在り候」とあるのが、それで幕府が如何に素行及びその弟子たちの勢力を恐れ、道中の警戒を厳しくしたかは察知することが出来る。而も、素行は謹厳いやしくもせず、大小用をさへ慎み、窮屈の思ひをして檻送されたのである。彼は輿中たゞ亡父の位牌と四書白文とを携行したに過ぎなかつた。赤穂に着いてからは素行も會遊の地であり、城主淺野侯も前と同じ人であつたので、たとひ配謫の身ではあつたにせよ、相も變らぬ淺野侯の懇切極まれる禮遇を受け、衣食住とも悉く支給され、何の不自由も感ぜず、寔に心やすかつたのである。殊に、家老大石頼母助良重（良雄の祖父）は毎日二回必ず素行に對して朝夕の野菜を送つた、素行がそれを辭退すると、これ君侯の命によるといつて聞かなかつたといふ。這般の消息は「配所殘筆」に、かく傳へられてゐる、「我等儀、以前知行斷はり候て、内匠頭殿家を出でしに、今度、内匠頭殿へ御預けなされ候、されば配所に罷り在り候うち、別してねんごろに仕られ、常々申され候は、御預けにてこれなく候はゞ、その方再びこの地へ参るべく候や、するぶん

内々にて馳走仕るべく候由申され候、それについては、衣服、食物、家宅まで、だんぐねんごろ淺からず候、大石頼母こと、朝夕の野菜、今日まで毎日兩度づゝ送り候、頼母、在江戸の内も右の通り候、斷はり申し候へども、頼母助申し候は、この段、全く自分の心入れにてこれなく、内匠頭殿御ねんごろに思し召され候拙者ことゆゑ、頼母助もかくの如く仕り候由申し候て相送り候、もつとも配所に罷り在り候うちは、御預け者に候間、するぶん慮外これなきやうに、家中の者まで慇懃に仕り候やうに申しつけられ候て、拙者ところへ内匠頭御出で候以前より、かへつて慇懃御座候て、迷惑仕り候」とある。如何に素行が以前にもまさつて淺野侯の禮遇を受けたかゞわからう。迷惑仕り候とはいひながら、感泣したのであつた。

素行は配所に謫居の間は、自から隱山と號し、深く謹慎した。謫居およそ十年、その間、病中外は一日といへども朝寢をしたことがなく、また不作法なる體をなしたことがなかつたと、自から述懐してゐるやうに、一室の内に謹慎して、須臾も惰容を示すことがなかつた。即ち、彼は夙に起き、孜々として書を読み、徳を修め、また大に文武の書を述作した。「中朝事實」なども實に謫居中、即ち寛文九年の述作である。藩侯も素行について、以前と同様に兵學及び學問を學び、老臣たちもまた、素行を尊信して日々彼の宅を訪問して、種々なる問學を試みた。中でも前記の大石良重とは最も懇意であつたが、良重の孫良雄も、當時既に壯年に達してゐたので、彼れまた素行の薫陶

を受けたものである。

「浅野内匠頭は主人にて候へども、上々様へ口切の茶献上候後、必ず拙者へ口切の茶香賜はり候て頂戴せしめ候、采女殿なほ以てその通りに候、その外の御衆、大方、上々様へ御茶進めさせられ候以後、口切の御茶下され、頂戴せしめ候、もつとも、以前御出入り仕候大名衆まで、私参り候へば御送り迎へ遊ばされ候て、御門を開き候やう仰せつけられ、御慇懃にて迷惑仕り候段、御断り申し上げ候へども、左様にこれなく候、私へ御禮とは思し召されず候、兵法の禮儀、師弟道にて候由仰せられ候、されども冥加おそろしく存じ候て、たびく御断り申上げ候は、凡下の拙者、無徳の者にて、御意に任せ御指南申し上げ候とて、左様に遊ばされ候ほどの御傳授相成らず候由、たびく御辭退申し候へども、侍従四品諸大夫の御方々様、かくの如き次第、天命も恐れ多く候ゆゑ、せめて自分に驕りこれなく、日夜の勤め聊か怠慢なく候段、この上、我等慎しみも覺悟せしめ候ゆゑ、かくの如く常々子孫どもまで教戒せしめ候、今年、配所に十年これあり、只今はひとしほ天道のとかめを存じ候て、病中の外、一日といへども朝寝仕らず、不作法なる體を仕らず候、この段朝夕の儀、下々まで存じ候ことに候、なかんづく磯貝平助殿よく存じ候」云々と、素行は自から物語つてゐるやうに、配所十年間の謹慎の嚴なるに至つては、さすがに素行その人の面目を偲ぶに足るものがある。彼れ當時、既に五十四歳、老來尙ほ少しの情容を示さなかつたのは、寔にこれ涙ぐま

しい情景であるといはねばならぬ。然し、一面に於ては、人生五十、天命を知るの期に到達し、覺悟の堅固なる心境を打開したことは疑はれない。即ち、素行は「この節は人間の一大事相究め、五十年の事、夢の覺め候やうにこれある時分に候へども、いささか心底に取り亂し候ことこれなく候もつとも迷惑は仕り候、この段は日頃、我等學問工夫ゆゑと全く存じ候」云々といつてゐるのはそれである。

かくして、素行は四十五歳より五十四歳に至る前後十年間を赤穂の配所に送つた。およそ物は十年にして一變するものである、故に若し己れこの歳を以て配所に終らんやも知れずとて、乃ち一生の略歴と學問の筋とを叙述し、これを「配所殘筆」と名づけて、吾が見らへの訓戒となしたのである。

第六節 晩年

然るに、不思議にも、その年、即ち延寶三年の六月十五日に至つて、素行の罪は赦され、七月二日江戸歸還の命を受けた。そこで彼は故老を招きて十年の好みを語り、また藩侯の廟に詣で、別れを告げ、七月二十五日赤穂城下を出發し、八月十一日江戸に到着、同十四日浅野侯邸に伺候した。九月松浦肥州侯が特に卜せる浅草田原町の宅に居を定めて、積徳堂と稱した。たゞ従前の如く、浪

人などを集めることを禁ぜられたので、自然に閑居講學の形であつた。だから、先年の疑惑も頼みに氷解して、老來、徳望また、いよ／＼高きを致した。素行は赦されて江戸に歸還して四年目の十月に、當時のことを回想して、かく物語つてゐる。四年以前卯六月、私儀、御赦免を蒙り奉り、八月御當地（江戸）へ下着仕り、同十四日、淺野亦市郎家來、大石頼母助同道仕り、久世大和様（老中久世廣之）へ參上仕り候。その節、兩人へ御直かに仰せ聞かせられ候は、以前よりの近づき衆へは出入仕るべく候、浪人など集め候こと無用に仕るべく候、住所は心次第に何方へなりとも罷り在るべく候由、仰せ渡され、右の御意堅く今日まで相守り罷り在り候、その節より淺草田原町と申し候ところへ借屋仕り、今以て罷り在り候、近年は病者に罷り成り候て、慮外ながら行歩不自由に御座候ゆゑ、大方、何方へも罷り出でず候」とあるやうに、辱知の諸侯貴紳を訪問すること殆ど稀れであつた。素行の母は素行が歸養後三年で没した。これは素行の深き孝心から、如何にも本願が叶つたわけである。といふのは、「拙者儀、配所に於て朽ち果て申すべく覺悟仕り候ところ、各々様御蔭ゆゑ、存じよらざる冥加に相叶ひ、母存命のうちに罷り下り、三年一所に罷り在り、去冬、母相果て候、今生の願、相達し、ありがたく存じ候、その後、私、病者に罷り成り候、いよ／＼何方へも罷り出でず候」とあるによつて明らかであらう。素行は母の歿後はます／＼老衰し、逼塞するに至つた。然し、素行の謹慎は少しも緩みなく、公儀の恩に感じ、「かくの如く、御靜謐に御座候て

數年靜かに相勤め罷り在り候儀、恐れながら天下の法恩淺からず、ありがたく存じ奉り候、殊更、不慮に御赦免を蒙り奉り、御當地へ罷り下り候上は、いよ／＼以て日夜相慎しみ罷り在り候こと、似合の志にて、而も御座あるべく候と、恐れながら存じ奉り候、若し、たはむれにも不義、不忠なることを口より申し候へば、心も移り申し候間、冥加忽ち盡き申すべく候、この段、堅く相勤め候やうに、世倅どもにも平生教戒仕り候、然れば、御公儀様を輕しめ、御法度をないがしろに仕り、御作法を評判仕り候こと、かりそめにも御座候はゞ、恐れながら、冥罰甚重に罷り蒙るべく、常々慎しみ罷り在り候、中んづく四年以來は、拙者儀、御取り持ち下され候御方々様へ、御苦勞をかけ申し候段、生々世々迷惑仕り候て、不覺悟なる儀、いささかも御座なく候やうに、朝暮心がけ罷り在り候」曾ての自由主義者、山鹿素行の老來かくの如き心境の變化を見るに至つては、また感慨深きものがある。

素行は當時五十七八歳の老境に入り、歩行さへも不自由であつて、従前特に禮遇された諸侯へもめつたに伺候することを得なかつたが、然しその恩義は決して忘るゝことなく、自から慎しみ且つ子女を戒むるの情は實に尊き父性愛のあらはれと見られよう。「罷り下り候て四年に罷り成り候、只今は存命仕候て罷り在り候までの體に御座候、今少々餘命御座候間、何とぞ義理相違仕らず候やうに相勤め申し候て、相果て申し候までの覺悟に御座候」と、讀んでこゝに至れば、悲壯うたゝ禁

じがたき感があらう。

延寶の七年には老中久世廣之死し、翌八年には五月に林春勝死し、また四十歳を以て家綱將軍が薨去し、七月に綱吉將軍宣下があつた。その翌年は改元して天和元年となり、同二年には四月に朱舜水、八十三歳を以て歿し、五月に池田光政侯が卒去し、さらに九月には山崎闇齋、六十五歳を以て歿した。かくして闇齋の歿後三年、靈元天皇、保井春海（二二九九年—二三七五年）の献じたる貞享曆を頒布し給ふた貞享二年（二三四年）八月、素行遂に病床に臥して再び起たず、淺野、松浦、津輕の諸侯を始め、門人等相寄つて回生の道を講じたが、藥石、看護もその效なく、九月二十六日を以てこの世を去つた。享年六十四、乃ち早稻田の宗三寺に葬つた。葬に臨んで、門下の諸侯及び士大夫悉くその葬を送り、市街の往來も、ために絶するばかりの盛儀であつたといふ。

第七節 山鹿家の人々と素行の感化

山鹿素行には二男二女があつた。長男は政實、八郎左衛門と稱し、後ち津輕家に仕へ、津輕大學と稱した。次男の高基は通稱を藤助といひ、家を繼ぎ、兵法を以て世にあらはれ、門弟も頗る多かつた。素行五世の孫、高美は字を子善といひて通稱を八郎左衛門と稱した。後ち兵法を以て弘前藩に仕へ、常に甲陽の兵法を講じ、力を國防に用ひた。「美言殘滴」二卷の著がある。高美の孫高補

は字を子修といひ、素水と號した。また梅園とも號し、積徳堂主人といつてゐた。文政年間に弘前藩に仕へ、祖父の高美を繼いで兵法を講じ家學を教授した。素行の「武教小學」及び「武教全書」は彼によつて上梓され、また高美の「美言殘滴」も彼によつて編次された。かく高美、高補共に著書もあつたが、何れも山鹿流の兵學書であつて、素行の家學の一面たる儒教の方面を傳へることがなかつた。吉田松陰は實に素水の兵學上の門下であつた。また別に、素行の外孫に津輕政方（耕道軒と號す）があり、「山鹿誌」等數種の著書があつて、祖徳の宣揚につとめた。

かく素行の家系は主として素行の兵學の方面を受け繼いだが、素行の門人として有名であつた磯貝十介、布施源兵衛、高橋十郎左衛門等も儒學を以て一家を成すに足らず、たゞ師素行の山鹿流兵法を傳へたものである。その他、素行の門に出入した諸侯士大夫を初め、一時二千人を超えたといはれた門人等は、殆ど山鹿流兵法の傳授を受けたものであつた。従つて素行その人は儒者としてよりも、むしろ兵學者として知られ、その兵學はますます諸藩に流布し、藩學の武道に山鹿流として採用されるに至つた。尤も一時は長沼澹齋（二二九五年—二三五〇年）の長沼流に壓倒された形であつたが、それでも幕末に至るまで山鹿流を奉じて變らなかつた諸藩もあつたのである。

素行の感化として最も著しきものは、前後十九年にわたれる淺野家主従との間に於ける尋常以上の師弟の關係である。この間に於ける素行の薰陶感化は、これまた世の常のものではなかつた。素

行嘗て淺野長友侯に語つていふに、「臣、經義と韜略とを以て侯の諸臣に教ふ、臣が精力の盡むるところ、皆なこゝにあり、故によく臣が旨に達す、若し倫理の變に處せば、萬一服勤して償ふところあることなからんや」と、侯これを聞いて、大に感激したといふ。その後、果して元祿の末年に至つて赤穂城主淺野長矩の除國の變があつた。大石良雄等四十七士、臥薪嘗膽遂に君公の仇を報じて、一死君恩に報いたるいはゆる元祿の義舉があつた（素行死後十七年目）而も良雄等が當時の行動を見るに、謀略周密遂に一舉にしてよく仇を討つことを得たのは、嘗て素行が復仇についての教戒に、妄舉を戒めて周密はその手段を講ずべきことを説いたのに一致し、また四十七士が徐ろに幕命を待ちて、從容死に就き、白刃の下いさゝかも動することのなかつたのは、これまた常に素行の説いた死節論に一致してゐるといはれた。

また、幕末に於て吉田松陰（二四九〇年—二五一九年）が國事に盡瘁したのも、遠く素行の感化を受けたものがある。即ち、松陰の家は代々山鹿流兵學の家であつて、松陰自身も素行七世の孫、山鹿素水の門人であつたばかりでなく、幼少時より素行の道統を奉じ、先師を以て稱したるほどであつた。且つ素行の「武教小學」を講じて、「武教講録」を著はし、素行に従つて我が國體を明徴にし、日本人としての士道の鼓吹と發揚とに努めたのである。且つまた、松陰は常に素行の性行識見に推服して、これに倣ひ、日夜國事に奔走して身の危害を顧みず、變に處して斷乎として節を曲

げなかつたのは、全く素行その人の感化であつたといふも過言ではなからう。松陰は青年時代より素行の著書を読み、殊に「配所殘筆」の感化に至つては松陰自から認めてゐるが如く、全く肝に銘じ血を湧かす底のものであつた。

要するに、前の大石良雄にせよ、後の吉田松陰にせよ、皆これ山鹿素行の教育感化の遺影と見るべきものである。たゞ大石は直接その教へを受け、松陰は遺著よりの感化を蒙れるの差があつたのみに過ぎない。

最後に、明治の軍社と稱せられた故乃木大將は吉田松陰と同じく長州萩藩の士で、同じくまた山鹿流の兵學兵法を學んだ人である。將軍は幼少の頃から、常に山鹿素行を崇拜して、山鹿先生と敬稱し、素行の著、「原源發機」、「聖教要錄」、「配所殘筆」等は、實に乃木將軍愛讀の書であつた。殊に素行の「中朝事實」は將軍最愛最敬の書であつて、先年親しくその書の衍義を作つて、廣く流布せしめられたほどである。明治四十年十二月の頃、素行正四位を追贈せられたに際して、乃木將軍は自から素行先生を祭るの文を作られ、その中に、「希典、幼時師父の教へに従ひ、先生の遺著を読み、窃かに高風を欽じ、仰ぎ以て武士の典型となさんことを期せしに、不肖殘軀、聖明に遭遇し、涓埃の勞なくして、叨りに寵眷を荷ふもの、實に先生の遺訓を服膺するの賜ものと謂はざるを得ず、今昔を俯仰して感慨殊に切なり」と述懐されてゐる。素行の感化、乃木將軍に及んで實に極

まれりといふべきか。吁。

素行の著書は、經解等を入れれば極めて多数である。彼は「配所殘筆」の中に、「我等述作の書物は千巻ばかりこれあり候」といつてゐるが、それは事實であらう。然し、そのうちで最も重要なものを挙げると、「聖教要錄」三巻、「山鹿語類」四十三巻、「武教小學」一卷、「武教全書」八巻、「武家事記」五十巻、「中朝事實」二巻、「原源發機」二巻、「配所殘筆」一卷、「謫居童問」三巻等である。尙ほ次の諸章に於て指摘して置いた諸種の著書がある。今、左に彼の「聖教要錄」と「山鹿語類」との関係について、豫じめ一言して置かう。

「聖教要錄」は素行の學の要領を記したものであるが、この書が寛文六年春、初めて上梓したるに幕府の忌諱に觸れ、その版は毀られたのであることは前にいつた通りである。傳本極めて少く、永く多くは寫本として世に傳はつてゐたといふ。次に「山鹿語類」は素行の學の條目を詳細に記述したもので、第一巻より第十二巻までは君道、第十三巻より第十六巻までは臣道、第十七巻より第十八巻までは父子道、第十九巻は兄弟の序、夫婦の別、朋友の信、第二十巻は三倫談、第二十一巻は士道、第二十二巻より第三十二巻までは士談、第三十三巻より第四十三巻までは聖學を論述してゐる。而して、最後の聖學を論じたる十一巻をば特に聖學篇といふ。そこで、「聖教要錄」と「山鹿語類」とを比較すれば、「山鹿語類」の序文にあるやうに、「その綱領たるや要錄に在り、その條

目たるや語類に在り」で、綱領と條目との關係に成つてゐる。而して、「山鹿語類」は寛文五年に開板され、「聖教要錄」はその翌寛文六年に上梓されたのである。

第二章 素行の學風と人物

第一節 古學の首唱

永富獨嘯菴の言葉に「偃武以來、豪傑の士四人、山鹿素行、熊澤了介、伊藤仁齋、物徂徠」とあるが、これは寔に言ひ得て至妙である。而も素行がその第一に居る點は極めて剴切といはねばならぬ。素行は實に我が國の儒學に於ける古學派の開祖であり、その見識頗る非凡、否超凡であつた。いつたい、古學といはず、一般に復古的學風は當時に於ける本邦學界の大勢であつた。この學界の大勢を卒先指導したものは實に山鹿素行であつた。尤も當時の復古的學風は、未だ後代に出た國學派の如く、純日本の復古ではなく、單に宋明の儒學一點張りであつた當時の我が朱子學及び陽明學二派を排して、同じく支那の儒學ではあるが、直ちにその本源たる周公孔子の古に復せんとする儒學上に於ける革新的自由主義の學風であつたことはいふまでもない。例へば、當時に於ける本邦醫學を見るに、同じく復古學派なるものが起つたのである。これは當時専ら金、元の醫學、即ち、

いはゆる李朱の醫學が我が國の醫學界を支配してゐたのを、名古屋玄醫なるものが一度出で、古方醫學、即ち、いはゆる古醫方なるものを唱へてから翕然として本邦醫學界がこれに靡くに至つたのに始まつてゐる。彼が自から楊子、墨子の徒を排して古聖人の道を開いた孟子に比し、醫學の源流に溯つて、古醫方の一派を開いたのは、伊藤仁齋の古學唱道よりも少くとも十數年前であつたといはれるのであるから、或は素行が初めて儒學上に於て周公孔子の古聖に復すべきを唱へ出したのとは、相前後してゐるものと考へられるのである。とにかく、名は復古ではあるが、その實は儒學研究上に於ける一大革新運動であり、また當時に於ける自由主義的思想運動であつたといはねばならぬ。また、これを教育上から見れば、當時の教育主義として官民の間に行はれてゐた朱子學主義及び陽明學主義の教育に對する一大革新運動であり、また自由主義的教育運動であつたことは、いふまでもなからう。

素行の聖教、即ち儒學に對する態度は、即ち周公孔子の古に復らんとするものであつたことは、その著「聖教要録」の序文に記されてゐる左の言葉を見れば判然するのである。曰く、「聖人杳かに遠く、微言漸く隠る、漢唐宋明の學者、世を誣ひ、惑を累さぬ、中華既に然り、況んや本朝をや……予は周公孔子を師とし、漢唐宋明の諸儒を師とせず、學は聖教を志して異端を志さず、行は日用を専らとし洒落を事とせず」と。また、素行が如何に彼れ自身、自由討究の鼓吹者であつたかを

證據立てるものは「吾れ何ぞ敢て過ちなからんや、吾が言ひとたび出づれば、天下の人以て告ぐべく、以て毀つべく、以て辯すべし、その告、その毀、その辯を得て、その過ちを改むるは道の大幸なり……聖人の道は一人の私するところにあらざるなり、若し一人に施すべくして天下に擴むべからずんば、則ち道にあらず、必ずこれを天下に示して、後の君子を待つは、たゞ吾が志なり」といふ言葉である。以て彼の批判的、自由主義的なる學風並に態度を知るに足るであらう。かくの如く、彼は周公孔子以後の學者は、たとひ孟子といへども、何れも皆、聖教の主旨を得たものでなく、悉くこれらを誤謬となして排斥し去り、自から直ちに周孔の先蹤に接せんとしたのである。だから「聖教要録」上卷の道統の章に於て、次の如く論じてゐる。即ち、「伏羲、神農、黃帝、堯、舜、禹、湯、文、武、周公の十聖人はその徳その知天下に施して萬世その澤を被る、周の衰ふるに及んで、天、仲尼を生ず、生民ありてより以來、未だ孔子より盛んなるはあらざるなり、孔子歿し聖人の統殆んど盡きぬ、曾子、子思、孟子もまた企て望むべからず、漢唐の間その任に當らんと欲するの徒あり、また曾子、子思、孟子に於て日を同じうしてこれを談すべからず、宋に及んで周程張邵相繼いで起る、聖人の學こゝに至りて大に變じ、學者儒を陽にして、異端を陰にするなり、道統の傳、宋に至りて竟に泯沒せり、況んや陸王の徒算ふるに足らざるをや、たゞ朱元晦のみは大に聖經に功あり、然れども餘流に超出するを得ず、あゝ道の人に託し、世に行はるゝは皆天に在り、それ誰



れが強いてこれに與からんや、孔子没して後、儒士の學、宋に至るまでに三變せり、戰國の法家、縱橫家、漢唐の文學訓詁專門名家、宋の理學、心學なり、夫子歿してより今に至るまで既に二千餘歳に垂せんとして三たび變じ來れり、周孔の道は意見に陥り、世を誣ひ民を惑はし、口に聖教を唱へて、その志すところは顔子の樂處、曾點の氣象なり、習來世々久し、あゝ命なるかな」と論じてゐる。即ち、素行から見れば、孟子の如きも、やゝ聖學の一端を得たるに過ぎざるものであり、宋儒の如きに至つては、その學は即ち學に附するに強いて玄妙の理を以てし、解釋とかく拘泥するところがありとなして、悉く皆これを排し去つて遺憾なかつたのである。例へば、およそ天地人物の間たゞ自然の條理あるを理といふべきであるのに、宋儒はこれを解して、宇宙の本源、大極となすが如き、若しくはまた、中は倚らずして節に中るの名であるのに、宋儒の如く、意を著けて推し求め、悟る底を待つて未發の中を索めば則ち中庸にあらずと評し、或は宋儒が性に善惡を附するのはこれまた同じく聖學の本旨に悖りて附會曲辭するものであつて、若しも宋儒の學が行はれたならば人をして遂に沈黙謹厚をこれ事とするの小人に陥らしめて、活潑の態度を失はしむるに至るであらうとなし、従つて陸象山の自他の辨、王陽明の致良知の解の如きも、また皆佛說に同じとなした。素行はまた、老莊や佛教の説く靜寂が世事に遠ざかつて日用に益なきものと斷じて、夙にそれらを排斥したのである。要するに、素行の學は孔子を理想として、一意その源に溯らんとするものである。

つて、その經義を解するにも徒らに深遠なる理論を避け、つとめて常識的、實際的なる斷案を下し、その見解は極めて拘泥するところがなかつた點が、即ち素行その人の自由なる學風態度の一大特色であつた。

第二節 自由主義、實學主義、日本主義

素行は聖教及び聖學をば如何に解したかといふに、「聖學は何のためぞや、人たるの道を學ぶなり、聖教は何のためぞや、人たるの道を教ふるなり、人學ばざれば則ち道を知らず、生質の美も、知識の敏も、道を知らざればその蔽多し、學はただ古の訓を學んで、その知を致し、而して日用に施すなり、知の至るや、遂に氣質を變ず、學は志を立つるにあり、志立たざれば則ち人の爲めにするなり、學に法あり、小學大學、下學上達、中人以上、中人以下各々法あり、學は必ず問にあり、問は必ず審にあり、問はざれば則ち新ならず、學は必ず習にあり、學んで時に習ふなり、學は必ず思ふにあり、思はざればその知至らず、學は必ず蔽あり、心學理學は心を甘んじ、性を嗜む、その蔽や過ぎたり、書を讀んで書に泥むは、その蔽や及ばず、共に學の蔽なり、學には必ず標準ありその志すところ正しからざれば、乃ち書を讀むも、知は日に昏らく、道を覓むるも、理は日に惑ふその行ひ儉に過ぐれば、その君子と稱するも、また事物通ぜず、言必ず信に、行必ず果なるも、硜々

然たる小人なり」といふ言葉を見れば自から明らかであらう。

素行の自由主義並に實學主義は、その聖人の議論に於ても遺憾なく發揮してゐる。即ち、彼によれば、聖人とは極めて中庸の人の謂である。曰く、「聖人は中庸のみ、得て稱すべきなし」と、聖人として特別變つた人間ではないのだ、聖人の書を學べば何人も聖人たることを得るものである、即ち、「書を読む、聖人の書にあり、聖教甚だ平易なり」である。「道の大原は天地より出づ、これを知り、これを能くするは聖人なり、聖人の道は天地の如く無爲なり、乾坤簡易なり：天地の道聖人の通は多言に涉らず、奇説造爲なし、自然の則を以てするのみ、一言にしてこれを盡すべし」

「聖人の道は中庸にあり、中庸を能くするは、知を致し、禮を詳かにするにあり」といふのである。また「聖人は知至つて心正しく、天地の間、通ぜざることなきなり、その行たるや篤くして條理あり、その應接たるや、從容として禮に中る、その治國平天下たるや、事物各々その處を得るなり、別に聖人の形といふべきはなく、聖人の道と見るべきはなく、聖人の用と知るべきはなし、たゞ日用の間、知至つて禮備はり、過不及の差なし、上古の君長は皆これを教へ、これを導く、後世は然らず、別に師を立つ、既に衰世の政なり、天下の由るところ乃ち聖人の道なり、而して知者は過ぎたり、愚者は及ばず」である。

「道は日用共に由り、當に行ふべきところ、條理あるの名なり、天よく運り、地よく載せ、人物よく云爲す、各々その道ありて違ふべからず、道は行ふところあるなり、日用以て由り行ふべからざれば、則ち道にあらず、聖人の道は人の道なり、古今に通じ、上下にわたり、以て行ふべし、若し作爲造設に涉りて、我れ行ふべく、彼れ行ふべからず、古行ふべく、今行ふべからずんば、則ち人の道にあらず、性に率ふの道にあらず、道の名は路上より起れり、人の行くや必ず路あり、大路は都城王畿の路にして、車馬通すべく、人物器用交々行くべく、天下の人民各々その路に出でんことを欲す、小徑は吾人の利するところの路にして、甚だ狹陋なり、その險阻隘曲、少く翫ぶべきのみ、聖人の路は大路なり、異端の路は小徑なり、小徑は少く翫ぶべくして、終に安んずべからず、大路は翫ぶべきなく、見るべきなくして、而も萬の小徑、目下にあり、終に離るべからず。」

素行は更に「聖人の學は日用卑近の間にあり、學は卑近を厭はず、いよく卑、いよく近なれば則ち功夫いよく實にして、その學日に新なり、人道に志し、學に厚ければ則ち入つて學ばざることなし」と論じ、また「山鹿語類」卷の三十四、或る人、學の説を問ふを辯ずの條に、「或る人問ふ、學を爲すに如何なる工夫を做すかと、師曰く、聖人の學はただ日用の間にあり、よく日用の歩々を窮め、その節目を紊さずして、その綱領に本づく、これ學の序なり……故に聖人の學さらに日用事物の間を離れず、若し日用に因つて學を論ぜざれば乃ちこれ異端なり……或る人問ふ、學かくの如く近淺細碎ならば乃ち大用竟に通すべからずやと、師曰く、日用の事を以て卑近細碎となさ

ば乃ち學は何事を以て極處となすか、後の學皆この惑あり、日用の學を措いて或は讀書記誦を以て學となし、或は靜坐心を甘くするを以て學となす、およそ高きに登り遠きに行くには、歩々相運び而してその極處に到る、故に在天對越の上達に到るは、見來ればたゞ歩々相積の謂なり、子のいはゆる學の大用とは、その指すところ尤も差し了るなり」と論じてゐる。

かくの如く、素行の學風並に態度は自由主義であり、實學主義であると同時に、また特に著しく日本主義であつたことを注意しなければならぬ。即ち當時の儒者が滔々として支那を崇拜し、自から日本を以て東夷と卑下し、支那を以て中華と尊稱し、また支那の事蹟に明らかにして却つて自國の事蹟に暗き傾向があつたのに對して、素行は、かくの如き本末をあやまり、首尾を顛倒せるのを憤り、我が國の水土の美、人物の精、或は文物の赫灼せる、決して支那の比にあらずとなし、これを事實上に徴せんがために、或は「武家事記」を著はし、また特に「中朝事實」を作つた。蓋し中朝とは當時の儒者が妄りに支那を中華と尙びたるに反して、素行が我國を呼びて特にこの名稱を冠せしめたるゆゑである。かくして彼は學は孔子を理想とし、標的とはしたけれども、その道を立つるの根本主義は即ち我が國の事實に據ることを主眼としたものである。「配所殘筆」にも、聖人の徳は知仁勇の三者であるが、今この三徳を以て本朝と異朝とを事實について比較校量して見ると、本朝の方が遙かにまさつてゐる、これまさしく本朝を中國といふべきゆゑである」と斷じてゐる。

かゝる主張の最も鮮明に且つ最も顯著明確に發揮してゐるのは、もとより彼の著「中朝事實」であることは、いふまでもないが、「配所殘筆」の中にも、素行は特に「中朝事實」でも論じて置いたが、こゝに大概を記すべしと斷はつてゐる。それは即ち、「配所殘筆」の左の一文である。

「我等こと、以前より異朝の書物を読み、日夜勤め候て、近年新渡の書物は存せず、十年以前まで異朝より渡り候書物、大方残らず一覽せしめ候、これに依つて覚えす異朝の事を諸事宜しく存じ候本朝は小國ゆる異朝には何事も及ばず、聖人も異朝にこそ出來候へと存じ候、この段は我等ばかりに限らず、古の學者みな左様に心得候て、異朝を慕ひ學び候、近頃始めてこれを存じ入りて、甚だ誤りなりと知り候、耳を信じて目を信ぜず、近きを棄て、遠きを取り候こと、是非に及ばず、誠に學者の通病に候儀にて、中朝事實これを記し候へども、大概こゝに記し置き候、本朝は天照大神の御苗裔として、神代より今日まで、その正統一代も違ひ候ことこれなく、藤原氏輔佐の臣まで世々斷えずして、攝録の臣相續き候こと、亂臣賊子の不義不道なることこれなき故なり、これ仁義の正徳甚だ厚くなる故にあらずや、次に神代より人皇十七代までは、悉く聖徳の人君相續あり、賢聖の臣輔佐し奉りて、天地の道を立て、朝廷の政事、國郡の制を定め、四民の作法、日用衣食家宅、冠婚喪祭の禮に至るまで、各々その中庸を得て、民安く國平かに、萬代の規模立ちて、上下の道明かなるは、これ聰明聖知の天徳に達せるにあらずや、いはんや武勇の道を以ていはゞ、三韓を平げて

本朝へ貢物を上げ、高麗を攻めて、その王城を落し入れ、日本の府を異朝に設けて武威を四海に輝かすこと、上代より近代まで然り、本朝の武勇、異國までも恐れ候へども、終に本朝より外國を攻め取り候ことはさておき、一個處も彼の地へ奪はるゝことなく、されば武馬具、劍戟の制、兵法、軍法、戦略の品々、彼の國の及ぶところにあらず、これ武勇にまさるにあらずや、しかれば知、仁勇の三は、聖人の三徳なり、この三徳一も缺けては聖人の道にあらず、今この三徳を以て本朝と異朝とを一々そのしるしを立て、校量せしむるに、本朝はるかに勝れり、誠にまさしく中國といふべきところ分明なり、これさらに私にいふにあらず、天下の公論なり、上古に聖徳太子ひとり異朝を貴ばず、本朝の本朝たることを知れり、しかれども舊記は入鹿が亂に焼失せるにや、惜しいかな、その全書世に顯れず」といふのがそれである。

第三節 學の規準は聖學にあり

また、彼の學風の一般を知るには、彼の自叙傳とも見らるべき前記の「配所殘筆」中に於ける學問の筋の一文である。

「ついでながら、我等存じ寄りの學問の筋少々記し置き候」といふ書き出しがあつて、それに直ぐ續いて前掲の引用文があり、その後、「學問の筋、古今共にその品多し、これによつて儒、佛、

神道共に各々その一理これあることに候、我等こと、幼少より壯年まで専ら程子、朱子の學問を勤む、これによつて、その頃、我等述作の書は皆程朱の學筋までに候、中頃、老子、莊子を好み、玄々虚無の沙汰を本と存じ候、この時分は別して佛法を貴み候て、諸五山の名智識に問ひ、所覺悟道を樂しみ、隱元禪師へまで相看せしめ候、しかれども、我等不器用ゆゑに候や、程朱の學を仕り候ては、持敬靜坐の工夫に陥り候て、人品沈黙に罷り成り候やうに覺え候、朱子學よりは老莊禪の作法は活達自由に候て、性心の作用、天地一枚の妙用高く明かなるやうに存ぜられ候て、何事も本心自性の用所を以て仕り候ゆゑ、滯るところこれなく、乾坤打破仕り候ても萬代不變の一理は、惺々洒落たるところ疑ひ無く存じ候、されども今日の日用事物の上に於ては、更に合點參らす候ゆゑ、これは我等不器用ゆゑにこれあるべく候、今少し合點候て參るべしと存じ候て、いよ／＼この道を勤め候、或はまた、日用事物の上のことは甚だ輕き儀、いかやうに仕り候ても苦しからざる儀とも存じ候へども、五倫の道に身を置き、日用事物の間に應接仕り候へば、左様にはまかりならず候て、つかえ申し候、されば樹下石上の住居仕り、閑居獨身になり、世上の功名を棄て候へば、無慾清淨なること言語に絶し、妙用自由なるところこれあるべきやうに覺え候、天下國家四民の事物に渡りては、大なることはいふに及ばず、細事にても世上の無學なるものほどにも合點參らす候、或は仁を體認せしむれば、萬の間に大事相濟み候と存じ候、或は慈悲を本に仕り候へば、過去遠々の功德

になり候とまで申し候て、實は世間と學問とは別の事になり候、他人は存ぜず、我等はかくの如く存じ候ゆゑ、これにては學問の至極とも存ぜられず候ゆゑ、儒者、佛者に右のところを尋ね、また大徳ある人と申し候に、右の品尋ね候ては、人の作略を見聞き候にも、世間とは合はず、みな事物別になり候、神道は本朝の道に候へども、舊記分明ならざることゆゑ、端ばかり知つて全からず候これは定めて天下國家の要法もこれあるべく候へども、入鹿亂後、舊記斷絶と相見え申し候、これによつて我等こと、學問に不審出來、廣く書を見、古の學者衆申し置き候義ども考へ候へども、我等不審候條々、埒明き申さず候、定めて我等料簡相違これあるべく存じ候て、數年この不審分明ならず候ところ、寛文の初め、我等存じ候は、漢唐宋明の學者の書を見候ゆゑ、合點參らず候や、直ちに周公孔子の書を見候て、これを手本に仕り候て、學問の筋を正し申すべしと存じ、それよりふつに後世の書物をば用ひず、聖人の書までを晝夜勤め候て初めて聖學の道筋、分明得心仕り候て、聖學の理を定め候、たとへば紙を直に截つに、いかさま細工よく候ても、定規これなく、手に任せ候て截ち候へば、残らするくには成らず候、また、その身はろくに截ち候ても、人々に左様に截ち候て截ち候へば、残らす候ところ、定規を當て截ち候へば、大方幼若のものまで、まづその筋目の如くには截ち候、その間に尤も上手下手これあり候へども、その筋目は一通りに參り候、されば聖人の道筋は、書をよくよく得心仕り候ては、右の定規を知り候ゆゑ、何事にてはその人の學問ほどには

その道を合點仕るべく候、この故に、聖學の筋には文章も學問もいらす、今日承はり候へば、今日の用事得心參り候、工夫も持敬もいり申さざること候、されば、たとひ言行正しく、身を修めて千言萬句をそらんじ候ものにて、これは雜學にて、聖學の筋にてはこれなく候と分明に知り候、また一言半句申し候ても、聖學の筋目を知り候人と知り候、これ定規を以て正しく勤め候ゆゑに候、只今つひに見ず聞かず候事物の上にて、右の學筋にて尋ね候へば、十個條に五七個條は知れ申し候、俗學、雜學の輩は十個條の内に三個條も合點參るまじく候、その段は、我等たしかに覚え候、これによつて、世上の無學なるものに博學なるもの劣り候て、人に笑はれ候こと出來候やうに覚え候、されば鑄型なくして鐵砲の玉をけづり、定規なくして紙を直に截たんと仕り候ゆゑ、勞して功なく、常々苦しみ候て、益さらにこれなく、學を致し候へば、いよく愚かになり候やうに、我等は覚え候」と詢々と説き來り、素行自身が如何に學の正道を求めんとして歴々たる苦心煩悶を重ねたか、そして遂にいはゆる聖學、聖教の眞髓を自覺したか、これにて十分に窺ひ知られるであらう。

素行は、さらに學問の目的または學の使命を論じ、自己が如何なる用意と態度とを以て學問を勵み勤めたか、また學をなすものの覺悟はそもく如何あるべきかを具さに述べ、以て我が兒への訓戒告諭となしてゐる。即ち、

「學問の筋、或は徳を尊び、仁を練り、工夫靜坐を専らと仕り候も有之、或は身を修め、人を正し世を治平せしめ、功成り名高きあり、或は書物を好み、著述詩文を専らと致すあり、この品、上中下に分れ候て、さまざまの心得になり行くことに候、しかるに、我等存じ候は、徳を以て人物を感ぜしめ、物言はずして天下自ら正しく、衣裳を垂れて四海平かに、文徳を修めて敵自ら感服せしめ候黄帝堯舜の時代の義、末代の學び難きところなり、これを型ばかり似せ候ても、そのしるしこれ無きことなり、これによつて、かくの如く心得る學者は、その志すところ高尚にして、終に世を背き山林に入り、鳥獸を友と仕り候ことに候、また書物を好み、詩文著述を事と致すは學の慰みにて日用の事にはあらず、たゞし文章も學の餘分なれば、これを嫌ふにはあらず、餘力の暇には詩歌、文章を棄つべからざるなり、我等存じ候聖學の筋は、身を修め、人を正し、世を治平せしめ、功成り、名遂げ候やうに仕り度く候、その段は、我等今日武士の門に出生せり、身について五倫の交際あり、されば自分の心得作法、外に五倫の交り、共に武士の上に勤めこれあり、その上、武門について業、大小品多し、小事にていふ時は、衣類、食物、屋作、用具、用法まで武士の作法あることなり、ことさら武藝の稽古、武器馬具の制作用法あり、大にて天下の治平、禮樂の品、國郡の制山林河海、田畠寺社、四民公事訴訟の仕置、政道、兵法、軍法、陣法、營法、築城等戦法これありこれみな武將武士日用の業なり、されば武門の學問は自分ばかり修業致しても、この品々に當りて

しるしなく、功立ち申さず候ては、聖學の筋にてこれなく候、この故に、右の品について工夫思案もこれあり、舊記古實をも考ふることあり、されば、外に工夫、默識、靜坐等いたし候こと、その暇あるべからず、さ候とて、極り無き品々の業を習ひ、知り盡すべしといふにあらず、前にいふ如く、聖學の定規、鑄型をよく知り、規矩準繩に入る時、見ること能く通じ、聞くこと明かになりて、いかやうのわざ來れりといふとも、その品々勘要明白に知らるゝが故に、事物に逢ひて屈することこれなく候、これ大丈夫の意地たり、誠に心廣く體ゆるやかなるともいふべきなり、この學、相續く時は知恵日に新にして徳自ら高く、仁自ら厚く、勇自ら立ちて、終には功も無く、無爲無妙の地に到るべし、されば、功名もなく、たゞ人たるの道を盡すのみなり、孝經にいふ、身を立て道を行ひ名を後世に揚ぐるは孝の終りなり」といつてゐる。

第四節 父として士人としての素行

素行は當時五十四歳の春を迎へて赤穂に配謫中であつたが、既に配所に在ること十年、つゞきに己が兒らの將來を思ひ、老いたる父としての懇々切々なる情理兼具の告諭を彼等に與へたのである殊に左の一文を讀まば、何人も學者、士人の父性愛の眞面目に感動せずにはゐられなからう。曰く「右の品、自讚のやうに聞え候へども、各々遠慮せしむべきにあらず候間、書きつけ候ところに、

我等覺悟のところこれあり候間、よく／＼心づけて讀み申さるべく候、近年は配所へ參り十年になり候、およそ物必ず十年に變するものなり、されば今年、我等配所に於て打ち果て候時節到來と覺悟せしめ候、我等始終の事、處々へ書きつけ置き候へども、御ねんごろの御方も次第に残り少なになり行き候間、我等以前よりの成り立ち、勤め、並に學問の心得よく耳底に留められ、我等所存立ち候やうに相勤められ候ことに希ふところに候、最初に書き候通り、我等、天道の冥加に相叶ひ候て、かくの如くに候へども、第一は愚蒙ながら日夜相勤め候故と存せられ候、しかれば、各々自分の才學にも罷り成るべしと存せられ候、その時、御咄しのたとへ物語まで残らず記し置き候、若年なるものは、かくの如きことまで、よく覺え候こと尤もに候、他見あることにてこれなく候間、文章の前後は筆頭に任せ候、よく／＼得心を遂げられ、藤助(次男高基、山鹿家を繼ぐ)成長せしめ候はば、利祿よき仕合せ願はるれば差し置かれ、子孫まで不義無道の言行これなき覺悟せしめ候は、我等の生前の大望、死後の冥慮に候條、かくの如く記し置き候」云々とあつて、山鹿三郎右衛門と同八郎左衛門に宛てゝゐるのである。素行その人を知るには、「配所殘筆」二卷を以て盡きてゐるといふてよからう。卷中の何れの一條を見ても、素行の面目躍如たるものがある。

素行の人物性行に至つては、さすがに文武兩道の極致奥義を攻究した活學者、悟道者、或はまた武士、國士の典型ともいふべき風格であつた。而して平素の行藏は實に謹嚴いやしくもしなかつた

のである。これ即ち素行の號あるゆゑんで、朱舜水(二二六〇年—二三四二年、素行にききたつこと四年)は嘗て「子敬箴」一篇を作つて大に素行の人物性行を歎賞したほどであつた。かく、平素内に養ふところあれば、則ち變に處して些少の動する色もなかつたのである。嘗て突然、赤穂貶謫の事變に遭會したる際の素行の冷靜沈毅なる態度と行動の如き、若しくはまた謫居十年日夜いさゝかの情容をも認められなかつたことの如きは、何れもその平生の修業と覺悟のほどを窺ひ見ることが出來よう。その貶謫さるゝに當つて、若し家に告ぐるのことあらば、只今書せよといはれた時、「常々家を出で候より、あとに心の残り候ことは、これなきやうに勤めまかり仕候間、書き置き申すべく候も御座なく候」と答へ、また「この節は人間の一大事相究め、五十年の事、夢の覺め候やうにこれある時分に候へば、いさゝかも心底に取り亂し候こと、これなく候」と自からいつてゐるやうに、事變に處するの覺悟に至つては、あつばれ武士の振舞とこそいふべきであらう。彼れ即ち不惑の年を越えて幾何もなく、一旦豁然として大道に悟入するところあつて、内に常住不滅のものを把握し得たのである以上、豈に外界に於ける騷擾のために心境の攪亂を來たすが如き筈があらうか。これ彼が風濤の中に投じて、常に泰然自若たるを得たるゆゑんに外ならない。

素行はまた天性直諒、いやしくも所信を貫かんがためには、權貴の如きは毫も憚るところがなかつた。その人と語るや、いやしくも道に合はざれば、勵聲叱咤、たちどころに排斥し去つたが、而

もその事を謀るや、審かに利害得失を論陳して果斷、且つまた頗る摯實であつた。されば人々皆その氣宇を愛重して、たゞに學問の事に限らず、一身一家の秘事といへども、情實を吐露して彼の教へを受けたといふ。以て彼の人と爲りを全面的に知ることが出来よう。それらの事は彼の「自警」の條々を讀めば、反面から窺知し得るところである。「夙に興き夜に寝ね、父母に事へ、子弟を誨へ親族を睦み、僕従を養ひ、賓客に接し、志士を貴び、無能を矜り、行ひ餘力あらば、則ち文を學ぶ各我が志すところなり、而して其の實、厚からずして、只名聞に在り、故に其の爲すところ盡くその極を致さざるなり、是れ我が尤も力を着けて自から省みるべきところなり」といひ、また、「吾れ子弟に於て薄誨にして而も功を待つ、身厚からずして而も彼の重きを責む、身正しからずして而も彼の正しきを欲す、子弟の化せざるは身の責薄ければなり」などともいつてゐる。素行はさらに子弟を誨ふるについての自警を語り、また僕婢を御するの自警を物語つてゐるが、如何に彼が念々自ら省み、言行一致に努めた人であつたか、察知されるのである。「およそ令するところ、戒むところ、しばしく省みざれば、則ち空言なり、吾れ其の實を行はざれば、則ち人従はず、時々省察して而して其の化をなすに在るなり」と、自から省察の必要を痛切に感じて以て自警止まなかつた人である。先づ自己を教育せざれば人を教育すること難しといふ言葉を、實に素行その人はそのまゝに體認、體得したる先天的教育者であつたといふことが出来よう。

第三章 素行の士道論

第一節 陽明學派の士道論

武士道は徳川時代に至つて理論的に組織立てられたものであるが、山鹿素行は實にその最初の組織者といふべく、いはゆる武士道學派の開祖でもあつたのである。尤も儒者で武士道を論じたものは陽明學派の祖中江藤樹(二二六八年—二三〇八年)を以てその始めとする。朱子學派では幕府の儒官であつた林道春(羅山、一二四三年—二三一七年)も「敵戒説」を著はして武士道的に教諭したものであるが、とにかく藤樹の「文武問答」なる書が武士道論の始めであるといつてよい。即ち、藤樹のその書の中には、「元來、文武は一徳にして格別なるものにてはなく候、天地の造化、一氣にして陰陽の差別ある如く、人性の感通、一徳にして文武の差別あれば、武なき文は眞實の文にあらず文なき武は眞實の武にあらず、陰は陽の根となる如く、文は武の根となり、武は文の根となり、天を經とし地を緯として、天下國家をよく治めて、五倫の道を正しうするを文といひ、天命を恐れずさも惡逆無道のものありて、文道を妨ぐる時は、或は刑罰にて懲らし、或は軍を起して征伐し、天下一統の治をなすを武といふ。しかる故に、戈を止むといふ二字を合せて、武の字をつくりたり、

文道を行はんための武道なれば、武道の根は文なり、武道の威を用ひて治むる文道なれば、文道の根は武なり、この外、萬事に文武の二は離れざるものなり。孝悌忠信の道を正しく行ふは文なり、孝悌忠信の障りとなるものを退治して勤め行ふは武なり」と論じて、文武一徳、従つて文武兼修を主張したものである。藤樹はさらに「文は仁道の異名、武は義道の異名なり」といつて、これを儒説に結びつけ、「文武合一なるを眞の文武といひ、眞實の儒者といふなり」と断定したのは特色のある主張であるといふことが出来る。

藤樹の思想を承けて、さらにその思想を國政の實際に適用せんとしたものは藤樹門下の逸才、熊澤蕃山(二二七五年—二三五一年)である。即ち蕃山の「集義和書」並に「集義外書」の到るところに、彼の武士道論が見える。例へば、「よき武士といふは、あくまで勇ありて、武道武藝の心掛け深く、何事ありても、つまづくことなきやうにたしなみ、さて主君を大切に思ひ奉り、自分の妻子より初めて、天下の老若を不便におもふ仁愛の心より、世の中の無事を好み、その上に、不慮の事出で来る時は、身を忘れ、家を忘れて大なる働きをなし、軍功をたつる人あらば、一文不通の無學といふとも、文武二道の士たるべし。世間に文藝を知り、武藝を知りたるものを文武二道といふは至極にあらず、これは文武の二藝といふべし、藝ばかりにて知仁勇の徳なくば、二道とは申しがたく候」といつてゐる。蕃山は必ずしも一人にして文武兼修すべしとはいはない、たゞ廣く國家の政

策上より見て、治國の要道としての文武兼備を主張したものであつて、この點に彼の最も著しい特色が見出されるのである。「和書」第一卷の初めに、「それ知仁勇は文武の徳なり、禮樂弓馬書數は文武の藝なり、生れつき勇強なる人は文學せざれども、孝悌忠節なるものなり、生れつき勇強なる人は武藝を知らずとも、勝負の利よきものなり、しかればとて、文武の藝するべき道理なければ、古の人はその身に道を行ふこと全からぬ人にて、文才に器用なるものには學問をさせ、ひろく文道を教へて、人民のまどひをとぎ、風俗をうるはしくし、その身に勇氣すくなき人にて、武藝に器用なるものには弓馬をならはし、あまねく兵法を教へて、人民の筋骨をすくやかにし、能をとげしむ、國の武威をつよくせんとなり、これ主將の人を捨てず、ひろく益をとりたまふ道なり、學力なくして孝行忠節なるは、氣質の美なり、道を知らざる勇者をば血氣の勇ともいへり、人の道を達し才を長することは文武にしくはなし」といつてゐるのは、即ちそれである。

第二節 朱子學派の士道論

朱子學派にても、また武士道を論じたものが少くなかつた。即ち、林羅山は前掲の「敵戒説」なる書に、「敵に勝ちても、初めて戦に臨むが如くせよ」などと説いてゐるが、然し、武士道をやゝ組織的に論じたのは、少しく後れて貝原益軒(二二九〇年—二三七四年)と、巢鳩巢(二三一八年—二

三九四年)との二人が最も著しい。即ち益軒の「武訓」と鳩巢の「主説」、「明君家訓」、「赤穂義人録」などがそれである。中でも益軒の「武訓」は武士道を説いて頗る懇切である。曰く、「武に本末あり、忠孝義勇は兵法の本なり、武徳なり、節制謀略は兵法なり、節制とは人数をくばり、兵を行る道、これいはゆる軍法なり、弓矢劍戟等の兵器の術は兵法の本なり、武藝なり、本末共にそなはるをよしとす、武藝は兵法を本とし、兵法は仁義を本とす、この三つの品あることを知りて、その序を分ち、その輕重を知るべし、三つのものを兼ねることを得ずんば、忠孝義理の武徳を上げむべし、武藝を知らざる人も忠孝義理の勇あれば、戦功をたて武名を得る人多し、武藝に達すとも、忠義なき臆病人ならば、戦功をたて武名をとること難かるべし、君子は本をつとむ、本立つて道成るとはこれなり、武藝はまことに學ぶべくして捨つべからずといへども、必ず武徳を本として、つとめはげますべし、輕重本末あることを知るべし……およそ武士たるものは忠孝義理の志なくしては、武勇おろそかに、節義缺けて義公の道たゞす、また武士の家に生れ、兵術武藝を知らず、武具をそなへず、軍用乏しくては、たとひ心たけくとも、武勇のつとめ、おろそかなるべし、故に武士の道、内には忠孝義理を以て本として兵法を知り、外には武藝をならひ、武備ともしからざるを以て助けとす、武士として忠孝義理の道を知らず、兵法武藝にうとく、武備なくんば、武士の業を失へりといふべし……主將たる人、兵術を知らずして、たゞ武藝のみを學ぶは武學にあらず……武藝

は一人に敵する術なり、兵法は萬人に敵する術なり……日本の兵術を學んで、文學なき人は道理にうとし……天地の間ひろしといへども、道はたゞ一のみ、やまとの道、もろこしの道とて、さらに二あるべからず、つはものの道、儒者の道とて二道なし、もろこしの武道、日本の武道、またなんぞ二あらんや、古の道、今の道これまた、かはるべからず」と、益軒は論じてゐるが、これは儒武二學の根本義の同一不二なるゆゑを説いたものである。更に益軒は易の陰陽を以て天道となし、仁義を以て人道となすといふ説を引き來つて、「兵術もまた仁義の道のうちの一事なり、文を以て人をあはれみ、民をなづくるは仁なり、武を以て敵をうち、亂をしづむるは義なり、文武の二は、たとへば車の兩輪のごとく、鳥の兩翼のごとし、一かけては身をおさめ、國天下を治めがたし、仁義は道の本にて、體なり、文武は仁義を行ふ用なり……もし將となる人、仁義忠信をすて、あはれみなく、なまけなく、表裏を行ひて誠なく、たゞ我が身を利せんとし、士卒皆これを見ならひ、化して耻なくば、なんぞ戦にのぞみて信を守り、君のため忠義を行ひ、命をすて節に死するものあらんや、これを日本の武道といふべからざること、辯ぜずして、その非を知るべし、……志氣ありて死を恐れざることと和漢同じけれども、その志すところ變れるは國のならはしにて、文を好み武を尙ぶの道異なるべし、故にわが日の本は世界のうちに、すぐれたる武國といふべし、たゞ中夏に比するに、文學甚だ劣れるのみ」といつて、日支文武の比較論を試み、武に於てすぐれたる日本は

文に於て甚だすぐれた支那に大に學ばねばならぬといつてゐるのは、さすがに儒者の面目を發揮したものである。益軒は、また治に於て亂を忘れず、平時に於ても武を疎かにするは危きことだと戒告し、最後に、最も儒者らしく、「兵を用ひ軍を起すは、仁義によつて行ふべし、これ文武を用ふるなり、もし文武によらずして兵を用ふるは盜賊とすることを免れがたく、およそ兵を用ふるは天地の物を生ずる仁心にそむく、聖人はやむことを得ずして兵を用ひたまふ、これ天道を行ひたまふなり、聖人の兵はその義を行ひたまふ、仁その中にあり」と結論してゐる。かく文武並行を主張した益軒に「文武訓」の著があり、「武訓」と併せて益軒の「文武訓」と稱せられるのは決して偶然ではないのだ。

次に室鳩巢の「士説」によれば、「君子の行は士たるに始まり、聖たるに終る」といふことが眼目である。さらに、それを承けて「士たるの道は何を先きとすか、曰く志を立つるなり」と述べ、商人が利を専らにするのと違つて、武士は義を専らにするゆゑんを自覺せよと論じ（この點は益軒も同論だ）、次に「世の士たるもの、先づその質を治めて以て道藝の地となすを知らば、則ち聖たり賢たるも、また、これに由つて進むべきなり」と結び、簡潔に武士の心得を説いてゐる。かく武士にとつて最も必要な心得は、義理を尙ふことで、義にのぞみては身命を鴻毛の輕きに比すべきであるといふ見地からして、鳩巢は「赤穂義人録」に於て、當時法理論の上から荻生徂徠（一三二一—一三二六年）

（一三八八年）が例へばその「四十六士論」に於て赤穂義士を非難したのに對して、道德論の上に立つて、堂々と義士の義士たるゆゑんを論じたのは、實に卓抜の見識であつた。

かく當時に於て、相前後して武士道を論じ、兵學を説いたものは少からずあつたが、然し、武士道を鼓吹し、また自から實地に兵學を教授して、理論と實際との兩方面から組織的に武士道を講究し、それを大成したものは、武士道學派の開祖として、また山鹿流兵學の創始者としての山鹿素行である。

第三節 武士道學派の祖山鹿素行

素行の武道並に兵學の實地修業は夙に彼の二十歳前に始まり、既にその前後にそれらに關する著述もあつたほどであることは、前の小傳中に述べたところである。彼は儒者としてよりも、むしろ兵法家、士道論者として有名であつた。實に彼こそは先天的に武士の典型であつたといつても溢言ではない。素行の著述中、特に武士道に關係あるものは、第一に「武教小學」一卷であるが、これは簡潔ではあるが、武士道論の精粹といふべき書である。また「山鹿語類」四十三卷中の第二十一卷は最も詳細なる點に於て、武士道論中の壓卷と見るべきものであらう。他に「武教全書」八卷、「兵法神武雄備集」五十二卷は、彼の精通せる兵法についての著述であり、「武家事記」五十卷は假

名文の國史であつて、本邦武徳の要領を發達史的に示さうとしたものである。尙ほ他に、「士道小論」だの、「武教要録」五卷だの、「武教餘録」二十卷だの、「武教本論」一卷だの、「武類全書」四卷だの、「兵法或問」二卷だの、「古今戰略考」十二卷だの、殆ど枚擧に遑あらざるほどである。

今、「武教小學」及び「山鹿語類」の第二十一卷に據つて、素行の武士道論を述べるであらう。

「武教小學」は全篇十章より成つてゐる。即ち、第一章は夙起夜寐、第二章は燕居、第三章は言語應待、第四章は行住坐臥、第五章は衣食住、第六章は財寶器物、第七章は飲食色欲、第八章は放鷹狩獵、第九章は與受、第十章は子孫教戒について簡潔に士たるものの日常平素の心得を論じてゐる例へば、第一章の夙起夜寐の章には、「およそ士たるの法、先づ夙に起きて」より「君父の恩情を體認し、今日の家業を思量し……家事を示し、賓客に謁し、君に事へては則ち速かに出仕し、父母に事へては則ち行いてその安否を察し、出で、事へては則ち謀つてその位を出でず、長者に侍しては則ち敬すること父母の如く、能く謙退して争はず、文を以て友を會し、友を以て仁を輔く、益友あらば則ち事を問ひ、能く信じて偽らず、常に士の正義を思つて懈るべからず、これ交を全うするの道なり、およそ仕官の途、朝出人に先んじ、夕退人に後る、歸宅の後、先づ父母に謁し……而して士の正道を考へ、義不義の行を知り、日既没すれば、則ち夜戒を爲し、寢所に入り、氣を休め體を寛るげ、而して士卒の體を安んぜしむ」とある如く、悉く士たるものの日常の心得を説き且つ戒め

たものである。

さらに「山鹿語類」の卷二十一は士道と題して、堂々たる一篇の士道論を構成するものである。素行の武士道論は、要するにこの一卷に集大成された趣がある。彼は士道として、(一)本を立て、(二)心術を明かにし、(三)徳を練り才を全うし、(四)自ら省み、(五)威儀を詳かにし、(六)日用を慎しむことの六大綱を掲げ、尙ほまた(一)の中には(イ)己が職分を知る、(ロ)道に志す、(ハ)その志すところを勤め行ふにありの三項があり、(二)の中には(イ)養氣心を存す、(ロ)養氣を論ず、(ハ)度量、(ニ)志氣、(ホ)溫籍、(ヘ)風度、(ト)義利を辨ふ、(チ)命に安んず、(リ)清廉、(ヌ)正直、(ル)剛操の十一項があり、(三)には(イ)忠孝を勵む、(ロ)仁義に據る、(ハ)事物を詳かにす、(ニ)博く文を學ぶの四項があり、(四)には自戒の一項があり、(五)には(イ)敬せざるなかれ、(ロ)視聽を慎しむ、(ハ)言語を慎しむ、(ニ)容貌の動きを慎しむ、(ホ)飲食の用を節す、(ヘ)衣服の制を明かにす、(ト)居室の制を嚴にす、(チ)器物の用を詳かにす、(リ)惣じて禮用の威儀を論ずの九項があり、(六)には(イ)惣じて日用の事を論ず、(ロ)一日の用を正す、(ハ)財寶受與の節を辨ふ、(ニ)游會の節を慎しむの四項が設けられてゐるが、「武教小學」に略説した要領をば更により多く系統立て、廣汎なる組織の下に詳論してゐるところ、まさに至れり盡せりといふべきである。「語類」の序文中に、「あゝ文武の傳統、先生の一胸襟に在り、その盛徳、得てこれを稱ふべきなし、

門人等、謹んで序題す」とあるのは、そのまゝに首肯されるところである。今、左に「語類」中の士道と題する一卷より適宜摘録して、素行の武士道論の要領を窺ふこととしよう。

第四節 素行の士道論

素行は士道の根本義は先づ士たるものが自己の職分を知ることにある旨を論じ、「およそ天地の間、二氣の妙合を以て人物の生々を遂ぐ、人は萬物の靈にして、萬物は人に至つて盡く、こゝに生々息むなきの人、或は耕して食をいとなみ、或はたくみて器物を作り、或は互に交易利潤せしめて天下の用を足らしむ、これ農工商、己むを得ずして相起れり、而して士は耕さずして食ひ、造らずして用ひ、賣買せずして利する、その故何ごとぞや、我れ今日この身を顧みるに、父祖代々弓馬の家を生れ、朝廷奉公の身たり……士としてその職分なくんばあるべからず……士の職分を究明いたさんには、士の職業初めてあらはるべきなり、この思ひ入りの立たざるうちは、志の立つところ甚だ薄し……これ士の本を立つるを第一とすべし……およそ士の職といふは、その身を顧み、主人を得て奉公の忠を盡し、朋輩に交つて信を厚くし、身の獨りを慎しみて義を専らとするにあり、而して己れが身に父子兄弟夫婦の己むべからざる交渉あり、これまた天下の萬民各々なくんばあるべからざるの人倫なりといへども、農工商はその職業に暇あらざるを以て、常住相従つてその道を盡す

を得ず、士は農工商の業をさし置き、この道を専らとして、三民の間いやしくも人倫をみたらん輩をば速かに罰して以て天下に人倫の正しきを待つ、これ士に文武の徳知そなはらすんばあるべからず、されば形には劍戟弓馬の用を足らしめ、内には君臣朋友父子兄弟夫婦の道をつとめて、文道心に足り、武備外に調つて、三民自からこれを師とし、これを貴んで、その教に従ひ、その本末を知るに足れり、こゝに於て士の道立ちて衣食住をつくのひ、以て心安かるべく、主君の恩、父母の恵しばらく報するに足りぬべし……故に士の本とするは職分を知るにありといへるなり」と士の本分を論じてゐる。

かくして士たるものが既にその職分を自覺したならば、次にはその職分をつとむるための道がなければならぬ筈である。若しその職分を自覺しても、道に志すところなければ、則ちそはたゞ知あつて行なきゆゑんで、未だ以て完全なりとはいひ得ない。而も、「職分を知り、その道に志すといふとも、つとめてその志すところを行ふにあらざしては、言ふばかりにして、その實あらざるなり、故に勤行を以て士の勇とするなり。また、「大丈夫といふは、これ士の道に志して、その志すところを確かに行ひ勤めたるものことなり。」かくの如く、士たるものは先づ自己を知り、あくまで知と行との一致を全うし、死して後ち止むの覺悟を堅く持たなくてはならぬ、そしてこの覺悟を全ふするためには、日常平素に於ける心の態度を修養しなければならぬ。これ即ち、素行の心術を明か

にし、いはゆる浩然の氣と不動の心とを存養すべしと説くゆゑである。かくして度量、志氣を初め、内に徳を含み、光を包みて、外に圭角あらはれざる溫藉、また「明珠の側にあつて、自然に人を照らすが如き風情」、さらに「水精の瓶に秋水をたくはへ、白玉の盃に氷を載せたらん如く、いさゝかも隠れたるところなき風情」、さらにまたその氣、常に萬物の上に伸びて、鳶飛んで天に到り魚躍つて淵に入り、月の梧桐に來り、風の楊柳を誘ふに異ならざる」大丈夫の風度の心術を存養することが肝腎であるのだ。

素行は更に進んで、士たるものは義と利とを辨へ、また君子、王道の義に就いて、小人、覇者の利を斥くべきことを論じ、進んで己が天命を知り、それに安んずるの工夫を論じたる後ち、清廉、正直、剛操を説いて、心術修養の要領を論述してゐる。即ち、「大丈夫の世にある、剛操の志あらざれば、心を存すること能はざるなり、剛はよく剛毅にして物に屈せざるをいふなり、操は我が義とする志を守りて、いさゝかも變ぜざるの心なり、大丈夫この心を存せざれば、我が好惡するところにて必ず屈し易く、義を守るところ確かならざるなり、故に剛操を以て信を立て、義を堅くするの行とするなり、清廉正直も剛操を以てせざれば立たず、況んや士たるの道、常に剛毅を以て質となし、その守るところを變ぜざるを以て行とす、人誰か生死利害好惡あらざらんや、内に剛操を以て究理するが故に、死の至つて惡むべくして猶ほ安んじて死に就き、害の至つて避くべくして猶ほ

安んじて害を受く、財寶酒色の必ず好むべくして猶ほ安んじてこれを避くるに至るは、剛毅節操の高く守るにあらずんば、誰かこの行を爲さんや」と論じてゐる。

素行はまた、大丈夫すべからず威儀を明かにし、禮を正すべきを説いて、「大丈夫として禮容を知らず、たゞ剛強を専らせんは甚だ鄙劣にして、まことに北方の勇士といふべきなり、大丈夫は勇武剛操を本とすといへども、禮容を放埒にいたし、情欲に従はゞ、文武の器識あるべからず、文武の器識あらずんば、たゞ伎倆を本とするがゆゑに、かの眞勇いかにしてか得べしや、すべて禮は人の本にして、人倫の交際、器物の制みな禮を出でず、禮こゝに違ふときは、節こゝに失す、節あらざれば動靜云爲みな過不及に陥り、天理の宜に合ふべからず、古の聖人禮を重んじて品々の制法を立て、人の惡に陥らざるを戒とす、故に大丈夫の事物における敬せざるなかれを以て心にあてゝ、一生の品節を禮用に合はせ、その究理をつぶさにせば、初めて威儀の則りにあたるべきなり」といつてゐる。

要するに、素行の武士道論は聖人道または君子道の論に外ならぬものであつて、特に日本武士道を論じたものではないが、儒者從來の武士道觀をば、彼れ独自の古學乃至聖教の根本主義に立つてさらに系統的に大成し組織立てたものであるといはねばならぬ、而も本邦に於ける武士道論は實に素行その人によつて、その定石が据ゑられその定型が整へられるに至つたものといふも決して失當

の言ではなからう。即ち、山鹿高恒の「武事提要」、津輕耕道軒の「武治提要」、大道寺友山の「武道初心集」、齋藤拙堂の「士道要論」、吉田松陰の「武教講録」等は、何れも素行の影響下に立つものであつて、素行を開祖として、いはゆる武士道學派なるものを形づくつてゐると見るべきである。

第四章 日本精神の高調

第一節 「中朝事實」公刊の意義

素行は、もと林羅山の門から出て、専ら朱子學を修めた人であつたが、尙ほ陽明學をも研究し、四十歳を過ぎてから、學問の筋道について大に苦心し、漸く朱子陽明の二學は共に聖學の傳統にあらざることの自覺に到着し、自から周公孔子の古に復し、いはゆる古學を提唱したのである。而も彼はたゞに儒教のみならず、老莊の道教を始め、佛教、中でも特に禪學に通じ、僧隱元等と互に來往したばかりでなく、更に我が國學をも學び、神道をも習得したるなど、およそ當時の學問といふ學問、文學といふ文學は悉く通ぜざるはなかつた。否たゞに文の方面に於てさうであつたばかりでなく、また兵學、武道の方面に於ても、學理並に實際共に精通するところがあつた。彼こそは實に

一身にして文武兼備の達人であつたのである。

彼は儒者として一個卓抜にして獨創的な見地を持してゐたと同時に、また甚だしく國粹主義的であつた。そしてこの國粹主義または日本精神を最も遺憾なく發揮したものは、實に彼の有名なる「中朝事實」二卷(寛文九年)であることはいふまでもない。なほ彼には「神道書」の著もあるが、ここには専ら「中朝事實」について述べなければならぬ。彼は身儒者として、而も當時の儒者が支那を尊んで、中朝、中華、中國等と呼んでゐたのとは全く正反對に、却つて我が國を中朝、中華、中國と稱し、前の一節にも摘録した「配所殘筆」の中にも、「知仁勇の三は聖人の三徳なり、この三徳の一もかけては聖人の道にあらず、今この三徳を以て本朝と異朝とを一々その印しを立て、校量せしむるに、本朝はるかにまさり、誠にまさしく中國といふべきところ分明なり、これさらに私にいふにあらず、天下の公論なり」と喝破してゐるのは在來の支那崇拜の迷から醒めて、日本人としての自覺を高調したものに外ならない。

「中朝事實」は北畠親房卿の「神皇正統記」に倣つて、皇統の實事を論じたもので、専ら皇統の論を主としたものであるから、全二卷を通じて、特に皇統と題記し、その上卷には、(一)天先章、(二)中國章、(三)皇統章、(四)神器章、(五)神教章、(六)神治章、(七)神知章の七章を設け、また下卷には、(一)聖政章、(二)禮儀章、(三)賞罰章、(四)武徳章、(五)祭祀章、(六)化功章の六章と

附録、或疑の一章を設けてゐる。全篇を通じて、さすがに「神皇正統記」ぶりであることに氣づくが、ただそれから佛意を除いて儒意を加へ、儒教の説を以て我が國體を説明したのは止むを得ない。「中朝事實」は、彼が筆禍をかふに至つた「聖教要録」の出版に後るゝこと三年、即ち寛文九年に公けにされたもので、赤穂配謫中のことである。彼れ當時四十八歳であつた。その自序には、「常に蒼海の無窮なるを見れば、その大を知らず、常に原野の畦なきに居れば、その廣きを知らず、これ久しうして忸るればなり、豈たゞに海と野のみならんや、愚、中華文明の上に生れて、未だその美を知らず、専ら外朝の經典を嗜み、嚶々としてその人物を慕ふ、何ぞそれ放心なるや、何ぞそれ喪志なるや、そもく奇を好むか、將た異を尙ぶか、それ中國の水土は萬邦に卓爾し、而して人物八紘に精秀たり、故に神明の洋々たる、聖治の綿々たる、煥乎たる文物、赫乎たる武徳、以て天壤に比すべきなり、今歳冬十有一月、皇統の實事を編し、兒童をして誦してその本を忘れざらしむと、じかいふと」記されてゐる。これを見ても、彼が初め儒學に専らにして、世の儒者並に支那の人物を敬慕してゐたのが、今や俄然としてその放心喪志、好奇尙異の非なるを自覺し、日本精神に立ちかへつて、國粹論を高唱するに至つた素行その人の面目が躍如としてあらはれてゐるではないか。

「天先づ成りて地後に定まる、しかして後ち神明その中に生ず、國常立尊と號す」といふのが、即ち「中朝事實」開卷第一の壯重謹嚴なる言葉である。素行は陰陽五行を引用して、天地創造の神秘

を解釋し、さらに天地は人倫の大原にして、神聖は天地の性心なりと説き、天地神聖その原を一にするゆゑんを述べてゐる。彼はその中國の章に於て、日本を以て中國と稱することは、既に太古以來のことであると、一々史實若しくは傳説に徴して、これを論斷してゐる。「本朝神代既に天御中主尊あり、二神國中の柱を建つ、則ち本朝の中國たるは天地自然の勢なり、神々相生じ、聖皇連綿として、文武事物の精秀、實に以て相應す、これ豈に誣ひて、これを稱するならんや……二神の聖既に萬世に鑑み、この洲を以て中國と爲し、天孫を以て、この洲に主とす、それ天鑿巍々たるかな……時序正しくして寒暑あやまたず、土壤膏沃にして人物文章あり、中洲中華の名實相ととなふ」と讚稱これ努めてゐる。かくして、素行はその皇統の章に於て、我が皇統の連綿として萬國に冠絶するゆゑんを述べて、「皇統一たび立ちて億萬世これに襲つて變せず……異域の外國豈に企望すべけんや、それ外朝、姓を易ふること殆ど三十姓、我狄入りて王たるもの數世、春秋二百四十餘年、臣子その國君を弑すもの二十又五、況んやその先後の亂臣賊子、枚擧すべからざるなり……たゞ中國は開闢より人皇に至るまで二百萬歳に垂んとし、人皇より今日に至るまで二千三百歳を過ぐ、而して天地の皇統、竟に違はず、その間、弑逆の亂、屈指してこれを數ふべからず、況んや外國の賊、竟に吾が邊藩を窺ふを得ざるをや、後白川帝の後、武家權を執ること既に五百又餘年、その間、未だ嘗て利觜長距以て場を擅にするを得、冠猴封豕、火を秋蓬にはなつの類なきにあらず、而も猶ほ

王室を貴び、君臣の儀を存す……およそ八紘の大、外國の汎、中州に如くはなし、皇綱の化、文武の功、その至徳、豈に大ならざるか……俗學末儒、中國を蔑にして以て外邦を信ず、これ耳を貴び目を賤むの徒、附益助長の弊なり」と唱破し、滔々たる俗學者流の支那中心主義に對して一大痛棒を下したのである。その中朝日本が萬邦無比なるゆるんを論斷して一步も動かざるところは、まさしく北畠親房の「神皇正統記」を想起せしむるものがある。これ蓋し、「中朝事實」が「神皇正統記」に倣つて作られたといはるゝゆるんであらう。因に、「神皇正統記」は後村上帝の興國四年、即ち皇紀二〇〇三年に作られたものであるから、素行の「中朝事實」に先きだつこと實に三百二十六年である。

第二節 俗學者の妄説を破す

「中朝事實」の附録、或疑の一章は、或る人の疑問にことよせて、素行がそれに答へてゐる形式になつてゐるが、彼の中朝説、即ち日本中心主義を窺ふに最も恰好なるものである、「或人疑ふ、天地開闢の始め、萬物の化生、甚だ怪疑すべきありと、

愚、謂へらく、萬物の始め、未だ嘗て化生ならんばあらず、陽昇りて天となり、陰降りて地となる、天地既に化生なるをや、それ天地の間、往來屈伸息むことなくして、その交蒸するところ、

萬物自ら生ず、一たび生ずるの後、種類連綿して以て天下に充塞す、人たゞ連續底を見て、以て氣化無しとなすは、その近きに凭りて、その遠きを忘るゝなり、土壤の蒸する、必ず菌櫛を生ず、水草の腐する、必ず化蟲あり、何ぞまた蒸腐のみならんや、物おのゝその蠢を化す、構精細蘊して以てこの人を生ずるも、また氣化にあらずや、萬物種を襲ぎ、聯ね來るといへども、氣に因りて以て化せざるはなし、氣化の説、更に疑ふべきなし、大凡、開草の運、萬物の資始、少らく端をこゝに造す、今を以て古を挹ることは、猶ほ桃李の春にして一陽の微をいふが如し、怪しむことなかれ俗學必ず私臆に因り、知らざるところを知れりとす、故に異端蜂起し、微言漸く隠れ、竟に上古の事を以て空渺の言となす、己眼の見るところを寓し、舊染の泥むところに附く、豈これ造化の不測ならんや。

或人疑ふ、中華は吳の秦伯の後裔なり、故に神廟に三讓を掲げて以て額となす、嘗て東山の僧圓月(字は中敬、中正子と號す、はじめて妙喜庵を建つ)日本紀を修し、以て秦伯が後となす、朝議協はずして、遂にその書を焚く、大概、中華の朝議、多く外國の制例に襲ると、しからずやと、

愚、謂へらく、中華の始め、舊記に著はすところ、疑ふべきなし、しかるを、吳の秦伯を以て祖となすものは、吳越一葦すべきに因る、俗書の虚聲を吠えて、文字の禪、章句の儒、奇を好み、空を彫るが致すところなり、それ中華の萬邦に精秀なるや、悉く神聖の知徳に出づ、故に國を神國と稱

し、祚を神位と稱し、器を神器と稱す、その教を神勅といひ、その兵を神兵といふ、これ神物に體して遺さざるなり、後世みだりにその虚を傳へ、無稽の言をなす、皆記誦の耳を信じて、その本とするところを忘るゝなり、ひそかに按ずるに、人の壽夭は必ず世の渾濁による、上古の人は壽多し人の度量は必ず地の水土による、中華の人は靈武多し、およそ人皇より崇神帝におよびて十世、年を経ること七百年、聖主の壽算、各々百歳になんくたり、外朝の王は、この間三十有餘世、泰伯の苗末の如くんば、何ぞ外朝の壽に異ならん、況んや帝の聖武雄才、果して手を拱して長く視るの屬ならんや、蓋し我が土にゐて、我が土を忘れ、その國に食ひて、その邦を忘れ、その天下に生れて、その天下を忘るゝものは、猶ほ父母に生れて父母を忘るゝが如し、豈にこれ人の道ならんや、たゞ未だこれを知らざるのみにあらず、附會牽合して、我が國を以て他國となすものは、亂臣なり賊子なり、朝儀多く外朝の制によることは、また必ずこれに倣ふにあらず、自然の勢なり、且つ外國好みを通じて後、多く留學生ありて、以て外國の事儀を精しうす、故にその美を摘み、その嘉をくらふ、これ君子の知なり、況んや彼此同氣の相通するをや、三讓の榜の如きは、皆附益の弊にして、因りてこれを證するにあらざるなり」と論じ、人の惑疑を解くと共に、日本主義のために萬丈の氣焰をあげてゐるところ、如何にも素行その人を髣髴せしむるものである。殊に、その日本に生れて日本を他國に劣るものとなすが如きは、亂臣賊子輩と同じであるといふに至つては、素行の面

目を最も發揮せしむるに足るものといはねばならぬ。要するに、彼の中朝主義の高調は、彼の自由主義、實學主義と脈絡相通するものと見なければならぬ。

更に、素行は禮に關して日本と支那との比較論を試みてゐる、即ち、

「或人疑ふ、綏靖帝、その姨、五十鈴依姫を以て元妃(母の姉妹を姨といふ)となしたまふと、禮に於て最も畏れつべけんやと、

愚、謂へらく、禮は天地の道に本づき、人物の情に従ひ、數世の勢を鑑み、以てその制を節す、故に草昧の始めは、禮の全備これを求むべからず、外朝の伏羲、女媧、兄妹にして以て夫婦となり堯舜同姓にして以て婚姻をなせり、併せ按すべきなり、且つ禮は必ず一代の制あり、水土の差あり故に禮はその至誠を以てこれを品節す、外朝の例を以て準すべからず」とあるのがそれであつて、國により時代によつて禮に差別あるゆゑんを説き、外朝の例を以て準則となすべからずと論定したのは、素行の主義精神を如實に傳へたものである。

「或人疑ふ、神聖の天縱なる、いづくんぞ一舉して萬目を備へ、後世の修飾を待ちて而して後に潤色せざるやと、

愚、謂へらく、事物の生成は必ず時あり、勢あり、機微の豫じめ備はる、時勢未だ及ばざれば、則ち著明乘行すべからず、よく時勢と屈伸するものは神聖なり、およそ卯仁既に時夜棟梁の機を備

へ、而して卯仁に向ひてこれを求むるは甚だ早計なるもの、時勢の然ればなり、卯仁未だ嘗てその機なくんばあらず、蓋し、神聖の知や、徳や既に太極して含蓄し來る、草昧未だ遠からず、時勢の屯蒙なる、未だ微を發すべからず、皇統連綿の後、人情の恒、事物の感掩ふべからず、而して品節修飾して、この道きはめすと云ふことなし、紅藍、紅を染めて、線、藍より紅なり、青藍、青を染めて、色、藍より青きものは、その染練の久しきにあり、故に穴居野處して、棟宇閣樓に至り、汗尊杯飲して、ほきらいしやく(祭の杯のこと)にいたり、結繩鳥跡より科斗篆隸にいたる、皆その初め、甚だ疎にして、經歷の漸、飾文潤色して、竟に善盡し、美盡すにいたる、然らば乃ち、太 upper は素朴以て稱ふ、若し修飾を求むるときは則ち大早計のみ、

或人疑ふ、後世修飾の禮は、殆ど神聖自然の誠にあらざるかと、

愚、謂へらく、天地人物は皆な自然、當然、互に相根さず、蓋し、陰陽の積累詎多にして、而して後に、この天地あり、この人物あり、これ當然の則なり、陰は自ら降り、陽は自ら昇るは、天地萬物自然の道なり、若し自然を必とすれば、虛無を本とし、悲絲にいたり、若し當然を専らとすれば修飾を要して、驪黃にいたる、神聖の道に自然當然あり、その事物に因りて、その道にいたるのみ、故に草業潤色、相因りて後に天下の禮行はる」と、素行は禮の發達するゆゑを論じたのである。而して、皆これ自然當然の法則によるものだといつてゐる。

第三節 神儒佛三教の比較

素行は更に本朝教學の事を論じて、これまた大に日本に於ける教學のために氣焰を擧げてゐるのである、即ち、

「或人疑ふ、中華に典籍の證すべきなし、しかるを今、學教を以てするは、庶はくは附會に近からんかと、

愚、謂へらく、學は授受效習の名なり、既に人物あるときは、則ち嘗て授受效習の義なくんばあらず、謹んで按するに、太古の天つ神「宜しく汝往きてめぐるべし」の教あり、而して二神これを受け、業を傳へ、乃ち唱和の效あり、天孫また神勅を受けて、その志を繼ぎ、人皇床を同じくし、殿を共にして以て神靈の教を效習す、惕若として心を小にし、以て如在の誠を存するは、皆これ授受效習の義なり、典籍は史氏その事を記すのみ、何ぞ必ずしも書を読み簡を執るのみならんや、況んや入鹿が亂に書厄あるをや、それ外朝は優文の水土にして、而して學字をいふは始めて伊訓に出づ、然らば則ち、五帝の盛も、大夏の謨も、學無しとせんや、俗學未だ學を知らず、故に文書を盡するを以て學となす、これ章句の末なり」といつてゐるが、素行の實學主義の一端があらはれてゐる。更に中外人材比較論を試みて、次の如く述べてゐる、

「或人疑ふ、外朝及び高麗は中華の人材に比せば、その優劣如何と、

愚、謂へらく、地に東西の阻あり、世に前後の差あり、而して中華の神聖と外國の聖人と、その揆を一にするものは、上知の移らすして、天地の秀氣に同するなり、それ往古の神勅は、以て堯、舜、禹の授受に比すべし、清廟茅屋、黍食饗せざるは、以て神廟の制にすべし（春秋傳にいふ、清廟は茅屋、大路は越席、大美は致さず、黍食饗せざるは、その儉を昭かにするなり）、人統の授時、以て夏の時に用ひるに比すべし、故にこれを舍きて論ぜず、その中人の如きにおよびては、外朝の人材、更に中華に抗たるべからず、およそ春秋傳に載するところの亂臣賊子及び名家冒族の冒惡沈姪、中華未曾有の屬、乏しからず、況んや傳の前後をや、詩賦章句の如き、皆外國を祖として、中華の文士こゝに鳴るもの枚擧すべからず、仲滿圓載は盛唐の李、王、皮、陸に金蘭たり、たゞこゝに鳴るのみにあらず、彼に愧ぢず、栗田、安倍は中朝の微臣にして、而も或は宴に麟德に陪し、或は寵を肅宗に稟く、たゞ文章に愧ぢざるのみにあらず、併せ按すべきなり、書畫百工の技、劍刀器械の藝もまた多く外國に愧ぢず、高麗はもと我が屬國なり、文といひ、また外朝に比すべからず、況んや中華に於てをや、故に慢に表して愧を受け、鐵楯的並びに羽表を獻じて、共に中華の文武に恐懼す、後世、橘正通、若くして硯席を事とし、對島守親光、虎を射て、高麗王おのゝ美官厚祿を授くるのたぐひ、その人物、いはずしてこれを知るべきなり」と、素行は本朝古今の人材が支那

及び朝鮮に一等地を抜くゆるんを論じてゐる。

次に素行は儒佛二道と神道との異同を辯じて大氣焔を吐いてゐる、曰く、

「或人疑ふ、儒と釋道と共に異國の教にして、中國の道に異りやと、

愚、謂へらく、神聖の大道は、たゞ一にして二ならず、天地の體に法り、人物の情に本づく、その教の端を異にするもの、皆水土の差、風俗の殊なるに因れり、五方の民、各々その性ありて、以て同じからず、たゞ中華は天地精秀の氣を得ること外朝に一なり、故に神これを授けて、聖これを受け、極を建て、統を垂る、天下の人物、各々その處を得て殆ど千年にちかし、而して後に住吉の大神、三韓を我に賜ひ、初めて外國の典籍相通じ、以てその揆を一にせることを知る、その神教といひ、その聖教といふ、その皇極の授授、天下の治政、猶ほ符節を合せたるがごとし、これより信を通じ、好を修し、その經典を摘み、その文字を便りて、以て今日の補拾となすなり、佛教の如きは徹上徹下、悉く異教なり、およそ西域は外朝の西藩なり、その水土は西に偏し、天地の寒暖燥濕甚だ殊なり、民その間に生ずるもの、必ず偏塞の俗あり、釋氏は彼の州の大聖たり、その水土人物を融通し、以てその教を設く、その道は西域に可にして、これを中國に施すべからず、それ耳を信じて奇を好むは人情の蔽、何れの時か然らざらんや、釋教ひとたび通じて、人皆これに歸し、天下終に習染して、その異教なるを知らず、牽合附會、神聖を以て佛の垂迹となすは、猶ほ腐儒の太



伯を以て祖となすが如し、吁これ何の謂ぞや、先に天神、彼を諱むの戒を嚴にし、圓頂彘門は籬前に進むことを得ず、僧尼の献物は内侍所に上ることを得ず、これ乃ち異教を禁ずるの明戒なり、異教を禁ずるものは、その教の俗を殊にし、以てこれを天下國家に施すべからざればなり、後世に到りて岐路分派し、人々その情を縦にして、王道、津に迷ひ、神もまた靈を遠ざけ、聖もまた興らず各々その私説臆意を信じて、これを朝廷の正義に規さず、而も微言日に隠れ、異端競ひ起りて、以てその本を忘るゝにいたる、道家世に行はれざるの説は、明の宋景濂が日東の曲に出づ（日東の曲に曰く、青牛渡らず大洋海、怪しむなかれ、人の道書を識るなきを、注に曰く、國中に道士なし）と、およそ仙道もまた人の奇なり、何れの國か、これなからんや、中華の仙道、舊紀口碑に泛々たり、宋濂、何を知らんや、これ治教の補にあらず、たゞ氣を養ひ、生を貪るの事、これを論ずるに足らず、姑らくこれを舍く」と、かくして、素行は本朝神聖相授受の道が外國異端の道とは全くその趣を異にするゆゑんを高調して、日本精神を闡明するに努めたが、更に進んで本朝神聖の道を解説してゐる。

第四節 神道論

「或人疑ふ、中華の教は身を修め、徳を崇ぶの審かなる、未だこれを聞かすと、

愚、謂へらく、神聖の天に繼ぎて極を建つる、身を修め、徳を崇ぶの道にあらずんばあらず、知徳の顯象著明なる、身を立て名を掲げ、迹を日月に垂るゝものは、身を修め、徳を崇ぶの義なり、言行の暴惡横邪なる、天靈を祖父とするも、また免るゝこと能はざるものは、これに反けばなり、かの二神はますみの鏡、天のぬぼこを以てし、天祖は三器を以て天孫に奉じ、別に寶鏡を以て、その勅を嚴にしたまふ、これ乃ち萬世、身を修め、徳を崇ぶゆゑんの神教なり、蓋し、神聖、靈鏡を以てその教を表す、豈にその由なからんや、ひそかに按ずるに、人物みなこの性心あり、而して、人の萬物に長たるは、その知、萬物より靈なればなり、靈とは何ぞ、明らかにして惑はざるなり、その知、明らかならざれば、則ち禽獸に異ならず、知つて惑ふは、則ち未だその實をきはめず、故に道を修め、徳を崇ぶは、たゞその知をきはむるにあり、その知きはまらざるときは、則ち徳とするところ、道とするところ、皆私意に落在して、専ら己が徳とするところを徳とし、己が道とするところを道として、公共底を得ず、いはゆる公共は、天地とその徳を同じうし、人物とその道を共にし古今以て因り、尊卑以て共にす、乃ち神聖が極を建てたまひし道德なり、しかして、かのきはむるところ、ただこの知にあり、故に、寶鏡を以て神勅を表す、これ外國の大聖、大學の道は致知格物を以てするゆゑんなり」と論じ、知を致むることが道を修め、徳を崇ぶゆゑんの最後の標的であることを寶鏡に託して、その眞の神教の精神を明らかにしたのは、さすがに儒者としての素行の見識

を示して餘蘊がない。彼は斷じて單なる國粹主義者ではなかつた。博學審問、彼此校較、その批判的態度を持して動かなかつた日本主義者、日本中心主義者であつたことはいふまでもない。

素行は進んで、その日本を中朝、中國、乃至は中華と稱するのが、日本を稱美するの心に出てるか、若しくは何等か他にその動機ありやとの反問に對して、自から次の如くに辨じてゐる、曰く「或人疑ふ、本朝、中國と稱するものは、直ちに以てこれを稱美するか、また、その以てするところあるの名かと、

愚、謂へらく、二神おのころ島を以て國中の柱となす、これ乃ち本朝は天地の中たるなり、天照大神、天上に在つて曰く、聞く、葦原の中つ國にうけもちの神ありと、また高みむすびの尊、天つ彦はにぎの尊を立てて、以て葦原の中つ國の主となさんと欲す、これ天神、皆その地を以て中つ國となしたまふ、これより歴代、中つ國と稱す、蓋し、地は天の中にありて、而して中つ國またその中を得たり、これ乃ち中のまた中なり、土、天地の中を得るときは、則ち人物必ず精秀にして、事義また過不及の差なし、本朝の太祖、天の御中至尊、國常立尊、その尊號名義、既に常中の言あり、以て國中の柱を建つ、故に、その中國たるゆゑんは、乃ち天然の勢なり、ひそかに按するに、外朝の聖禮、これをこゝに論すれば、則ち殆ど厚きに過ぐ、いはゆる衣にきうぜいあり、食に牛羊あり、居に榻牀あり、廟にまつるに牲を以てし、誓盟に牛を殺し、喪にがんれんあり、婚に娣姪を

媵するのたぐひ、これなり、西蕃の釋教、これをこゝに論すれば、則ち甚だ漓薄にして、及ばざるなり、その髪を髡し、菜を食ひ、運水搬柴して以て道となし、祭に蔬麵を用ひ、喪に火葬あり、その大に及んでは、終に君をなみし、父をなみし、倫を亂るにいたるのたぐひ、これなり、たゞ本朝は神聖相つぎ、大賢英才、日に興り、その宜を把りて、その禮を制す、これ乃ち天地、人物、事義の中、至誠息むことなきの道なり、故に皇統天壤と窮りなく、禮儀因循して、天下これに由る、惜しいかな、舊記の詳かなるもの、入鹿の火に厄すること、然れども、世々人に乏しからず、若しその遺風餘烈に因りて、以て禮樂の實を斟酌する、また難からずや、これ中國の稱、たゞ本朝の虛名ならざるゆゑんなり」と、即ち、日本が中國たるゆゑんは太古より既に確立されたる事實を、そのまゝに呼稱したものに外ならないのである。これをしも疑ひ惑ふは、その國民的無自覺の甚だしきものといはねばならぬ。

第五節 聖德太子論

更に、素行は古代に於て、たゞ一人この國民的自覺を把持したまへると歎稱したる聖德太子を論じて、次の如くいつてゐる。

「或人疑ふ、やつみゝの王子は聖德と號す、殆どその實なきか、馬子の弑逆を討すること能はず、

西教を信じて、浮屠の法を熾んにす、その本、大いに聖徳に違ふかと、

愚、謂へらく、馬子弑逆の罪は、太子の聰明なる、未だ曾てその機を知らずんばあらず、良史、「太子やつみ、天皇を弑す」と書して隠さずんば、太子また法のためにその悪を受くべし、太子蘇我の勸引浹洽に因りて以て異教を信す、尤も不可なるの大なり、ひそかに按ずるに、太子、推古帝に攝政して、而して、その行ふところ、その施すところ、治道の休善、皆な神聖の道にして、西域の教にあらず、その憲章を述作するや、禮を以て人民の本となす、その好みを外國に通ずるや、天皇を以て抗稱して屈せず、聰明度量、叡知寛仁といふべし、故に天下大に化す、その薨するや、少壯考妣を喪するが如く、哭泣の聲、道路にみち、耕耨は耒耜をおく、然らば乃ち、その功化、聖徳を以てするもまた宜ならずや、蓋し、この時、釋氏の教、専ら熾んなりといへども、未だ心性を弄し、空虚を彫るの甚だしきに至らず、たゞ専ら信じ、篤く敬し、以て福を祈め、奇を尙ぶのみ、故に太子の建つるところの憲章は、禮を以て道を制す、併せ按すべきなり、俗儒、皆疑ふ、憲章に三寶の詎あり、然らば乃ち、これを信するに足らずと、愚、謂ふに、憲法の内に一條三寶の敬篤あり、一の非を以て十六條の是を掩ふは、君子の志にあらず、その寺を建て、僧を度するもの、皆西教の染習なり、憲章の如きは、尤も治世の要戒、豈に信ぜざるべけんや、後世、太子の過誇を尊信し、悉くその實を銷し、以てその私記臆説を附會牽合す、さらに言論するに足らず、たゞ日本紀に

據り、證してこれを見つべし」と、かく素行は聖徳太子が佛教を信奉したる一事は最も不可なりと卒直に斷定したのは、當時に於ける儒者一般の學風の然らしむるところであるが、而も太子が禮を以て人民の本となし、この精神を以て十七個條の憲法を制定したまへるのは、まさしく日本精神の傳統に則り、而もその日出國の天子より日没國の天子へとの修交書に至つては、その非凡なる識見を絶讃すべく、太子こそはまさに聖徳の尊稱にふさはしいお方であることを論じたのである。素行は更に、

「或人疑ふ、太子さきに弑逆の過あり、なんぞ後善を以て、その大罪を掩はんや、今論するところ最もその短を護るに似たりと、

愚、謂へらく、天地の道、寛大にして克く容る、故に高明厚博にして息むことなし、神聖、これに法る、故に悠久にして彊りなし、嘗て聞く、伯夷が悪を惡む、惡人と物いふに、朝衣朝冠を以て塗炭に坐するが如し、しかも夫子、舊惡を念はざるを以て、これを稱せり、春秋の書たるや、亂臣賊子を懲らすがためにして、楚の穆王、その君父を弑する、夫子嚴かにその罪を書す、好みを修するに及びて、その臣、名を書し、使と稱し、管仲その驪をたすけ、九合に及びて、仁を以てこれに與ふ、問ふところの説の如くんば、乃ち君を弑し、驪をたすくるの罪、豈に好みを修し、九合の後を掩はんや、しかるに、夫子の筆言かくの如し、蓋し、馬子が弑逆、太子討ぜず、猶ほ晏嬰遽瑗

が君を弑する謀をあづかり聞き、而して、その禮を建て、章をはじめ、以て天下の人心を化するが如し、豈に好みを修し、九合のたぐひならんや、その短を護るが如きものは、一家の私言にして、公議にあらざるなり」と論じ、聖徳太子禮讚は斷じて太子の過失や短所を庇護曲辯するゆゑんにあらざることを、正々堂々と論斷してゐるのである。

素行は或疑の一章の最後に於て、今一度、禮が時代と共に推移するゆゑんを論じて、この一章を結んでゐる。

「或人疑ふ、中華禮儀の制は、一定の事なく、代々變易するは何ぞやと、

愚、謂へらく、禮に一定の則あり、而して一定の事なし、これ乃ち、禮の實なり、時に治亂あり地に豊凶あり、人に長幼交代あり、事に儉奢あり、物に始終、新舊、有餘、不足あり、豈に一定の事を以てせんや、故に一定の則を以てその宜を制し、天地、人物の性情を通ず、これ神聖の禮なり豈にたゞ中華のみならんや、外國の聖賢もまた然り、故に或は賢を尙び、或は文を尙び、或は文質並び行はれ、周は農を以て興り、天子后妃必ず親ら耕蠶して、而して農桑を導く、漢始めて元旦の賀禮を行ひ、以て君臣相和するのたぐひ、みな一代の制なり、周の禮は萬代の模範にして、而も夫子は顔子に告ぐるに、夏の時を行ふを以てす、然らば乃ち、事は今日事物の情を通ずるにあるのみ代々の變易、怪しむべからず」といふのが、即ち、それである。即ち、素行によれば、禮に一定の

則はあれど、一定の事なしといふことになるのである。彼はあくまで實學主義ではあるが、決していはゆる功利主義ではなく、禮の理念の不變なることを認識し、而も彼の持したる歴史觀によつて禮に一定の事なく、時代と共に變易することの毫も疑ふべからざるゆゑんを論斷してゐるのである。

第五章 素行の教育説

第一節 教育者としての素行

「聖教要録」の序文に、素行の門人等が師の素行を讚美して、「先生、二千載の後に勃興し、本朝に垂迹し、周公孔子の道を崇め、初めて聖學の綱領を擧ぐ、身や家や國や天下や、文に武に、その教學、聞いて通ぜざるなく、爲して效さざるなし、先生の今世に在る、殆ど時政の化なるか」といつてゐるが、素行の出現を以て時政の化身、權化、ないしは救世指導者となすところ、實に素行の先天的大教育家たるゆゑんを道破し得て妙である。素行はまた、「それ道は天下の道なり、懷にしてこれを藏すべからず、天下に充たし、萬世に行はしむべし、一夫もまたこの書によつて、その志を起さば、則ち化育に賛するなり」といひ、教育の力の大なることを説き、若し道を説いて人を謬ら

ば天下の大罪なりとなし、學者、教育者のいやしくもすべからざるゆるんを痛論してゐる。即ち、彼は「然れども、猶ほ口に敏にして行に訥なる、これ吾が憂なり」と自から自己を警め、「聖人の道は一人の私するところにあらざるなり。若し一人に施すべくして、天下に擴むべからざれば、則ち道にあらず、必ずこれを天下に示して、後の君子を待つは、たゞ吾が志なり」といひ、道を廣く天下に擴め、天下後世に布かんことを終生の本願となしたのである。素行は實にその教育者の精神の發揮を以て、自己の使命と感じ、六十四年の一生を擧げて、教育のために一身を献じたものである。宜なるかな、彼の門に入つて弟子の禮をとるもの、その聖學たると軍學たるとを問はず、上は諸侯士大夫より下は微臣に至るまで、およそ二千餘人、その衷心を傾けての指導と教授とは、極めて深刻にして切實なる感化を及ぼさずには措かなかつた。中でも、赤穂城下に於ける前後二回の滯留は併せて十九年間に及び、最も痛切なる影響感化を全藩に與へたことは、前にも論じたところである、素行は如何なる意味に於ても、偉大なる教育家であつたことは改めて論ずるまでもないことである。

素行は、また感化力に富んだ家庭教育者であつた。彼の父高道も素行に施したる訓育に於てすぐれてゐたが、素行もまた吾が兒らに對して、切々たる父性愛より湧き出た訓育を怠らなかつたことは、「配所殘筆」の一書を讀めば首肯される。その他、家に在つては婢僕の末に至るまで、よくこれを撫育し、また人と交つては飽くまで誠心を批擡し、一家の私事秘事に至るまでも、素行の示教を仰ぐといふ有様であつた。皆これ素行の先天的教育者たることを示す證左といふも溢言ではなからう。

素行の著書はこれを見やうによつては、何れも皆な教育を説き、教育を述べたものであるといふことが出来る。それほどまでに、彼の教育精神が瀾漫してゐるといはねばならぬ。こゝには主として「山鹿語類」及び「聖教要録」を採つて、彼の教育説を叙述して見よう。

第二節 教育立國説

素行は先づ教を立つることの根本的必要を論じて、人教へざれば道を知らず、乃ち禽獸よりも害がある。民人が異端邪説を信すれば、遂に君を無みし、父を無みするに至る、これ即ち教化の行はれない結果に因るのである、古昔、王者たるものは國を建つるに當つては、先づ教學を第一にしたものであるといひ、君長の下々を御するには、何よりもさきに人を教へることが肝腎である、教育を施さば、臣僕は教化し、教育の効果は久遠であらう、だから、家には家庭教育があり、國には國家教育があり、天下には天下の教育がなければならぬ。素行は中庸にはゆる天の命これを性といひ、性に率ふこれを道といひ、道を修むるこれを教といふとあるのを採つて以て、これ教の出づる

ところなりとなした。かくして聖君の天下を治むる、教化を専にすとなし、治國の第一義を教育に求むべきを論じた。教育を施すためには學校を設けなければならぬ、およそ學校の設け、庠序の教へが盛んであれば、人々道の當然なるを知り、その親を遺し、その君を後にする者なく、君臣父子の義が明かになり、國家の制令も人民の心服するところとなつて天下が和平なるに至るものである。だから、周の昔の教育にあつては、家に塾あり、黨(五百家)に庠あり、術(一萬二千五百家)に序あり、國に學あることを以て原則としてゐたのである。學も校も共に教へるといふ意味であつて、即ち學校とは人民に道德を教へるところである、單なる文字の記誦をなすところではない、且つ教育はたゞに士人に必要なばかりではなく、農工商の三民に共通して必要なものである、されば王都に大學、小學の如き國學を建設するだけでなく、村々に支那の閭塾のやうな學校を設ける必要がある。即ち、村々にある社寺を改めて學校となし、神官僧侶を教師となし、冠婚喪祭等の大禮を正し、五倫の教を全うして以て教化に當らしむるが最も得策である。尙ほまた、物讀み手習ひの師匠を町々に立て、若者町人衆の閑暇ある毎に集めて讀み書き手習ひをさせるのも妙案であらうと、述べてゐる。要するに、素行は國家の政治は先づ立教を第一となすべく、教を立つるには學校の設けがなければならぬ、而もその學校はたゞ武士階級のためのものでなく、農工商の諸階級のためにも町々村々に簡易なる學校を設くべしといふのである。

素行は教育とは即ち天地の道たる誠を教ふることにあるゆゑを、その性の論に於て試みてゐる。即ち前記の中庸の性、道並びに教の説に同じて、教育の必然的起原と根據とを明らかにしてゐる。彼によれば、天の命これを性といふ、理氣相合すれば則ち交感して妙用の性あり、およそ天地の間象あれば乃ちこの性あり、この象の生ずるは已むを得ざるなり、象あれば乃ち已むを得ざるの性あり、性あれば乃ち已むを得ざるの情意あり、情意あれば乃ち已むを得ざるの道あり、この道あれば乃ち已むを得ざるの教あり、而して天地の道は至誠であるが故に、この道を修むることを教へるのが即ち教育であるといふのである。

第三節 學は日常卑近の間にあり

教育の目的は素行によれば、もちろん聖人たるにある、聖人は知至つて心正しく、天地の間、通ぜざるなし、その行は篤くして條理あり、その應接は從容として禮に中り、その國を治め天下を平ぐるや、事物各々その處を得る底の圓融無礙なる極めて中庸を得たる人である。特別に聖人の形といふべきものはない、また特に聖人の道と見るべきものもなく、聖人の用と知るべきものはない、たゞ日用の間にあつて、知至り、禮修まり、過不及の差がない、然るに知者は過ぎ、愚者は及ばないのである。また人は萬物の靈であり、聖人は萬人の靈である、聖人出で、天地間の事物は則ち惟

れ精しく惟れ正し、人々因つて知るべく、由つて行ふべし、故に聖人は人に代つて、この道を窮めこの教を敷く底の人である。また素行は「聖人は中庸のみ、得て稱すべきなし」ともいひ、また聖教と老莊及び佛教との對比を論じて、反面から聖人の如何なるものかを説き、聖教と異端との差別は過不及なきことと、過不及あることにありとなし、人情を矯めるものは禪佛の教であり、直情徑行は即ち老莊の教であつて共に過または不及のものであるが、これに對して、聖人の教はたゞ日用事物の間に在つて、よくその中庸を得て過不及なきものをいふといつてゐる。

故に、素行によれば、聖人とて何等特別な人間ではない、人情を矯めたり、または直情徑行、世俗と遠離し、世間を蔑視して獨善主義に陥るが如きものは決して聖人ではなく、すべて異端である人はもと天稟氣質に於て相近きものである。性善もなければ性悪もない、たゞ學習によつて或は聖人君子ともなれば、或は小人ともなるものである、善を學習するものは前者となるべく、惡を學習するものは後者となるのに過ぎない、「この道を修め、以て天命の性に率ふ、これ聖人なり、君子なり、己の氣質に習ひ情に従ふ、乃ち小人なり、夷狄なり、性はたゞ習教にあり、聖教に因らずして切に本善の性を覓むるは異端なり」である。人はたゞ聖學、聖教によつてのみ、よく聖人たり君子たるを得る。「聖學は何のためか、人たるの道を學ぶにあり、聖教は何のためか、人たるの道を教ふるにあり、人學ばざれば則ち道を知らず、生質の美、知識の敏も、道を知らざれば、その蔽多

し」これ即ち學の必要、教育の必要なるゆゑである。而して、「學はたゞ古訓を學び、その知を致し、而して日用に施すにあり、知の至れば遂に氣質を變ず」に至るのである。「氣質を變化して然る後ち實學といふべ」きである。而して、その學たるや「日用工夫を爲すの謂ひ」に外ならない素行は學はたゞ古訓を學んで初めて得るところがありとなしたのは、即ち彼の學統が直ちに以て周公孔子に接せんとした、いはゆる古學主張の然らしむるところであるが、然るに後世に至つて、聖學の説、泯没し、たゞ讀書博文を以て學と爲すに至り、學を爲さんとすれば、先づ文書を以てこれを示すに至つた、これ聖學の世に行はれざるために外ならない。

聖人の學は日用卑近の間にあり、學者、卑近を厭はず、いよく卑、いよく近なれば、則ち功夫いよく實にして、その學、日に新たなるを得るであらう。人の要道、その急務は日用に在り、一身の動靜、一家の齊、治國平天下の用、すべてこれ學である。而して、學は聖人を以て標準となさば、則ちその志すところ違はず、遂には聖學の徒となるであらう。學には必ず標準がなければならぬ、孔子が周公を標準となし、孟子は堯舜を標準として學をなしたのであるが、これらはすべて聖人を以て標的となしたものと云ふべく、およそ學に標準のあるは猶ほ射を學ぶのに的を立つるが如きものである、若しこの聖人を標的とせずして、徒らに虚遠に馳せたり、切りに高話に浮き身をやつしたり、澄心、治心、或は存養の説を立て、或は默識の靜を樂しんだりしては、これ皆な古聖

の意に違ひ、遂には書を読めば讀むほど日々には知は昏らく、道を究めんとしても、理は日々に惑ひ日用事物に通ずることを得ざるに至るであらう。かくの如きは果して何のための學といふべきぞ。學んで而も知日々に昏らく、理日々に惑ふが如くんば、學ばざるに劣るではないか。これ學の標準を常に古聖に置くの要あるゆゑである。

聖人の學は、前にも説いたやうに、たゞ日用卑近の間にある、それであるから、よく日用の一步一步を窮め盡し、その節目を紊さずして、而もその綱領を本とするは、これ學の序である。然らば日用の學とは如何なる意かといふに、日用とは百姓の日用といふ意味である、學者の覺りを效すといふのは、すべて日用の間に覺りの効果をあらはすことをいふのである、人靜かなれば則ち閑居の用あり、動いて應接すれば、則ち日用の禮がある、先づ一家からいへば、父子、兄弟、夫婦の親あり、次に家を出れば則ち朋友あり、仕官すれば、君臣の義を生ずるといふやうに、奴婢御僕の用に至るまで内外大小、種々雑多の用がある、そこで、この日々の卑近なる用に處して、一々窮め盡さねばならぬ、物あれば必ず則がある、これに通ずるのが即ち聖人の學に外ならない。故に聖人の學は更に日用事物の間を離れたものではない、それは全く常に日用事物に則したものである。若し日用に因つて學を論ぜざれば、これ即ち異端である。朱子もいつたやうに、「學を爲すの工夫は日用の外にあらず、身を檢すれば則ち動靜語黙、家に居れば則ち親に事へ、長に事ふ、理を窮むれば則

ち書を読み、義を講ず、大抵はたゞ一個の是非を分別して、而して彼を去り、此を取るを要するのみ、他に玄妙の言ふべきなし」である。全くその通りである。

だが、若し學がかくの如き卑近にして且つ些細な小用のみであつたならば、大用に通ずることは到底不可能ではなからうか、否々、日用の事を以て卑近細碎となさば、學は何を以て極處となすべきか、後世の學、皆この惑ひに陥り、日用の學を措いて、或は讀書記誦を以て學となし、或は靜坐心を甘んずるを以て學となすに至つたのである、およそ高きに登り、遠きに行くには一步一步相運んで、遂にその極處に到達するのである、だから、在天對越の上達に到達して、これを見來れば、たゞ歩々相積の謂ひに外ならぬものではないか、大用などといったところで、それは小用の歩々相積に過ぎざるもの、それを措いて、いはゆる大用なるものを語るは、非常な見當違ひである。即ち素行によれば、要するに學とは、日用事物を效學研究し、その道を正すことに外ならない、即ち、日用事物の間には悉く天地の法則がある、これを究明して實踐躬行することが即ち學なるものである。

次に學者と俗人とを比較して、素行はかく自問自答してゐる、然らば則ち、學者の日用飲食衣服動靜應接に於て、また甚だ世俗と異なるか、否々何ぞ必ずしも世人と異らんや、聖人の教は、たゞ人たるの道を盡すに在り、故によく聖人の學を知らば、則ちよく世と推し移る、國に道あらば則ち

知、邦に道なければ則ち愚、何ぞ必ずしも人と異らんや、それ學はよく時變を知り、土地を考へ、人情を察し、以て沿革損益し來る、聖人教を立つるもまた然り、聖人何ぞ必ずしも俗人と異ならんやと。

第四節 讀書必ずしも學ならず

然らば讀書と學との關係は如何、素行は後世の學者、ひたすら讀書記誦を以て學となすの弊に陥り、聖學の趣意と相距ること、まさに千里の差を見るに至つたことを深慨し、讀書を以て無條件に學の必然的手段となすことに反對してゐる。即ち、素行は讀書は學ならざるかとの間に對して、書を讀むもまた學である、孔子のいふやうに、行ひに餘力あらば則ち以て文を學べとか、心を用ひて文を學べといふやうなことを教へられてゐるが、要するに、心を用ふれば日用皆な學であるが、心を用ひざれば、讀書また空文に過ぎず、物を翫んで志を喪ふのたぐひに終るであらう、故に日用急務の餘暇にこそ文を學び書を讀むべく、而もその文を學び書を讀むのは、日用事物の通理通則を明らかにし、以て日用急務の實踐に資せんがためであるといつてゐる。蓋し彼の實學主義、道德主義の眞髓は這般の間に、鮮明にこれを知ることが出来るであらう。

素行によれば、書は古今の事蹟を載する器である、讀書は餘力の爲すところであるから、急務を措いて書を読み課を立てたりするのは、即ち學を以て讀書にありとなすものに外ならない、かくては、學は日用と扞格し、書を讀んでその道を致さざる結果となるのである。書を讀むに學の志を以てすれば初めて大益があるが、たゞ漫然書を讀むことを以て學となすが如きは、則ち玩物喪志の徒といはねばならぬ、後世の學者は皆この通弊に陥つてゐる、古の聖人が學校を設くるや、常に讀書を以てする如きは未だ曾て有らざるところである。いやしくも書を讀まば、聖人の書を讀むべし、聖教は甚だ平易である、讀む毎にこれを玩味し、玩味してその義を釋き、義を推してこれを行つたならば、讀むべきは聖人の書、また聖教の甚だ平易なるゆるんを會得することが出來よう。聖人以外の書に至つては、皆な利口に涉り、事を知るには便利であるが、その一言半句、一事一行といへども執つて用ふべきところがなふ、その始終を推さば乃ち前後矛盾、到底全からざるものである、たゞ廣才博識の一助とはならうも、以て義と理とを釋するには足らない。讀書の方法として、記誦博識を専らとするのは乃ち小人の學である、徒らに淺渡りをせず、詳かに訓詁を味ひ、聖人の言を本として直解すべきである、後儒の意見の如きは取つて以て材料となすべきところが無い。

素行の古學、實學の主義は、またその詩文論に於ても明らかに觀取される。彼によれば、詩とは志の之くところ、内に志あれば、則ち言必ず動く、古詩は自然の韻に叶ふ、然るに後世の詩作は徒らに巧言奇趣、その言ふところ皆虚誕である、故に詩人は天下の閑人、佚樂游宴の媒介者である。

また文は言辭の書に著はるゝものである、聖賢の言は已むを得ずして發す、これ即ち自然の文章である、然るに後世の文を作るのは、皆巧言令色である、事なきの處に、わざとらしく奇趣向を求めて作爲するの弊に陥つてゐる。かくして、後世の詩と文とは素行をして評せしむれば、則ち皆聖人の道を知らざるもの、また聖人の學に悖れるものである。素行が程朱陸王その他の異端を排して、聖人の古に復せんとしたる古學の精神は、實に彼の實學主義に胚胎したものと云ふのが、むしろ適切であり、且つ的確であらう。

第五節 學の方法

素行の學、即ち聖學の根本義に關する所説は大體上述したところで明らかである。即ち學とは日用工夫を爲すの謂ひである。或はまた、その知を致して日用に施すの謂ひである。かくして學の極致は遂に人の氣質を變するに至る、故に人學ばざれば道を知らず、道を知るは即ち學の功である。生質如何に美且つ敏なりとも學なくんば到底人たり、聖人君子たることを得ない。されば孔子もいつたやうに、仁を好んで學を好まざれば、その蔽や愚、知を好んで學を好まざれば、その蔽や蕩、信を好んで學を好まざれば、その蔽や賊、直を好んで學を好まざれば、その蔽や絞、勇を好んで學を好まざれば、その蔽や亂、剛を好んで學を好まざれば、その蔽や狂である。

かく人たるもの誰れか學なくして可ならんや、たゞそれ學を爲すには、先づ以て志を立つることを第一とする、志立たざれば、則ち人の爲めにする學であつて、己がためにする學ではない、學の根本的態度は、それ故に先づ第一に立志にありといはねばならぬ。孔子が七十にして心の欲するところに従つて矩を踰えざるに至つたのは、そのもとは實に十有五にして學に志した結果に外ならぬその志堅厚ならざれば、則ちその學固からず、學の志堅厚にして然る後ち勤勉已まざるに至つて、初めて學は成就するであらう。

學には必ず法があり、次序がある。即ち小學大學、下學上達、中人以上中人以下おのゝ法がある。小學大學は小人大人の學ぶところの次序である、孔子も下學にして上達すとか、また中人以上は以て上を語るべく、中人以下は以て上を語るべからずといつたが、これ皆學者の階級によつてその教を設くるもので、大學は綱領條目を以て、その徳に入るの序といふ、皆學の法あるゆゑんであるが、この法は要するに、下學をして學の標的を立てしめんがための手段に外ならない。

かくの如く、學の第一は立志にあり、志を立て、學に進むには第二に學法に従はねばならぬ。次に學は必ず問にあり、問は必ず審にある、問はざれば即ち新ならずで、學の第三は學問といふことでなければならぬ。學は審問せざれば新ならず、何等の進境を見ることを得ない、たゞ意見に従つて來るのみである。人に先覺あり、知に聰明あり、義理に疑ひあらば、乃ち議論細評し、その舊見

を濯ぎ、以て新意來る、一聖人と論着せば、一聖の間、意思これ新なり、すべからく日用かくの如く講習討論すべし、即ち學に益あらん、人々必ず長するところがある、よろしく先覺に聞いて、よく討論し、然る後ち、これを正すに聖人の道を以てすれば、即ち通ぜざるところがなくなるだらうこれ學に問の必要なるゆゑである。

第四は孔子のいふ學んで時に習ふことが肝腎である。間斷なく學ぶところを習熟すれば、初めて身體これ練れ、耳目禮を習ふに因り、學の體得こゝに於てか成るのであつて、學んで時に習はざるは徒學に終るものである。素行はこれを學習と名づけてゐる。第五は素行のいはゆる學思である。孔子のいつた學んで思はざれば即ち罔く、思ふて學ばざれば即ち殆しと同じく、素行も學んで思はざれば、その知詳かならず、思ふとはその知を窮致するの謂ひである、いはゆる慎んでこれと思ひ、近く思ふとはこれであるといひ、また學んで思はざればその學は根蒂がない、だから、たとひ博識廣聞なりとも近用の益なく、全く實のない學になつてしまふ、また思ふて學ばざれば、その思は甚だ狹陋となる、だから、徒らに思慮を費しても、執つて用ふべき材がなく、且つ思は専ら意見に入つて以て正しからざるものとなるともいつてゐる。故に學と思とは相對であり、格物と致知とは相即不離であるといはねばならぬ。第六は學蔽は斷じてこれを避けなければならぬ、素行は學必ず蔽あり、心學理學は心を甘んじ性を嗜む、その蔽や過ぎたり、書を読み事に泥む、その蔽や及ばず、

欠

MISSING

は別に法を立て、學ばしむべしといふのではなく、自然に涵養すべきをいふのみである、幼兒の教戒はその節、その時を考へ、その兒の質をはかりて節をたがふてはならぬ、若し節をたがふる時は或は煩勞に苦しみ、或は叶はざることに心をつからして、少兒は病氣を起し、元氣衰へ、長成し難く、遂に勤め行ふことを得ざるの人となつてしまふ。

だから、その氣の趣向をはかり、義理にしたしそめて、覺えず天徳を會得せしめ、人としてかくあるべきの理なるゆゑんを、平生より習はし、ひたすら以て教戒すべきものである。

かくして兒童が六歳に達し、七情全く、四肢やゝ高く、口舌よく通るに至つて、初めて習はせ、且つ教へるのである。即ち、六歳が教授の始期である。七歳になれば、女子の血氣動きはじめる時期に達するから、男女席を異にし、男兒には從順の徳と家業を怠らぬ道を學ばせ、女兒には柔順の徳と女子としての職を嬉戯の間に習はせる。八歳にして知も氣力も全くなり、これを以て小學に入るの年となす。即ち八歳よりは學校教育に屬する。戒を強くし、讀書、筆畫を學ばせ、且つ起居飲食の正しき禮容を守らせる。九歳にして男兒の陽氣動くに至つて、事物の理を知らしめ、大意を覺らしめ、義理の大法を會得せしめるのである。十歳は數の一成であり、十二歳に於て天地の紀統は一巡する、即ちこの期間にあつては男兒を外に出して居らしめ、内、天徳を成し、外、事物のわざを盡さしめる。かくして十三歳は甲子はじまり、天地の氣めぐりはじめるので、この歳を以て成童

の禮を行ふ。十五歳は大學に入るの年、これより成童と稱し、幼稚の法をせずといふのである。これ即ち素行の從節教法の一班であり、また彼のいはゆる人を教ふるの道はその年序、度量、氣象を考へて用捨斟酌するありといふゆゑである。

素行は、さらに小學大學の制を設けたる理由を説明して、「古の教を設くる、小學大學の制あり八歳にして小學に入り、十有五にして大學に入る、その教に小人大人の差あり、然れども、たゞ日用事物の間を出でず、その實は他をして人たるの道を知らしむ、小學の六藝は、皆事物の記憶すべく、習熟すべきなり、人の少弱、すなはちこれを爲し、これを輔け、これを養ふに足る、故に禮義はその心を養ひ、聲音はその耳を養ひ、采色はその目を養ふ、舞蹈降登疾徐俯仰は以て骨節を習し周旋を養ひ、しかる後ちその成長に及びて理を窮むるに足り、修身、齊家、治國、平天下の要領を全ふす、これ先王の教、盛んなるゆゑなり」といつてゐる。

素行は父母の感化、師傅、保母等の幼兒に及ぼす感化の大なるゆゑを説き、決して苟くもすべからざることを警めてゐる。若し吾が子女にして訓化の功を效さざらば、それは親自身の責任である。されば父母の子に教戒するには先づ以てその身を慎しむことが根本である、子未だ幼少な間は己が父を以て天下の大富人、大貴人となし、その才知徳業に於て、己が父に超えるものがないと思つてゐるものであるから、視聽言動何れも己が父を手本とするものである、況んや師傅保のかしづ

きなく、乳母侍女のたすけなき匹夫の子を養ふには、父をば師傅保となし、母をば乳母侍女となすのであるから、一層父母はその身を慎しむ修めるのでなければ、以て子の則つて習ふべき模範となることが出来ないのである。兒童は元來、天性のまゝであつて、習ふによつてその言行をなすものである、情欲既に長じては、その氣に任すことありといへども、これまた見聞せざる時は、致すべきの用なし、されば、近づき親しむ輩を選んで、その知の日に長じ、その才のよく萬事にわたつて、その徳の純樸正大なるに至らしめんこと、これ即ち教戒の本である、教戒といふのは、己れに悪しき所あるに及んで、それを教戒するといふやうにとられるが、その實は然らず、平素養ふ所を以て自ら教戒とするの意である。

第八節 女子教育論

素行は女子の教育を重んじ、「山鹿語類」第十六卷の女子に訓ふの一章に委しくそれを論じてゐる彼によれば、女子の教育も男子の教育と異つたものではなく、たゞ女子は女子としての本分があるから柔和隨順を本とし、その徳を勤め、佚樂遊戯によつて耳目に非禮非義を見聞きさせないやうにすべきものである。およそ女子に三従ありといつて、幼弱の間は父母に従ひ、嫁しては姑舅夫に従ひ、老いては子に従はねばならぬ、されば特に順といふことが大切なのである、女子の教育を擔當

する責任のあるものは母親であるから、母親たるものは教戒を詳かにし、家を治め、身を修め、子孫に教を残すだけの素養をもつことが何よりも大事である。ところが、従來の女子教育に於ては、源氏物語、伊勢物語などの俗書を専ら女子に讀ましめ、或は好色遊宴の媒介たる詩歌管絃を事とせしむるのは、甚だ歎息すべきことである。伊勢や源氏などの書は淫佚の事を以て樂みとなし、悠艶の事を以て専らとなし、或は女子の別夫に通するを書し、或は人情の及ぶところを記し、筆力甚だ柔かく、而も尤も女子の書と看做されてゐるのである。かゝることは斷然これを排斥して、今後の女子教育に於ては、よろしく聖賢の經傳、或は烈女烈婦の傳をその教科書となすべしと論じてゐる。「武教小學」の最後の子孫教戒といふ中に、特に武士たるものの妻女の覺悟と教育とに言及し、「およそ女子の教戒、甚だ以て慎しむべし、その法多く懦弱を以て教となす、大に誤れり、士の妻室たるもの、士は常に朝に在つて内を知らず、故に夫に代つて家業を戒しめ、豈に懦弱を以てせんや、それ男は内を知らず、女は外を言はず、宮室を爲して内外を辨ふ……武將の妻室盛衰を以て節を改めず、存亡を以て心を易えず、或は賊に當り、或は敵に死す、かくの如きの禮節、かくの如きの立操、豈に懦弱の教を以てせんや、蓋し女は陰を主にし、その體柔かにして、その心順なり、これ自然の生質なり、故に柔順を以て用となし、能く果斷するを以て制となす、戲遊言語、必ず淫佚の事を以てすべからず、教は義の正道を以てし、示すに武の本意を以てすれば、則ち夫婦の道正しく、

而して人倫の大道明かなり」と論じ、「武教小學」の書は同時に士たるものの妻への教戒となすゆゑんを明かにし、「然れども、この書を以て垂戒となすの女子、今いづくにありや、筆これを削るところの者、また淫佚の女なり、必ずしもこれを玩味せしむべからず」と特に斷つてゐる。以て素行の女子教育論の一斑を窺ふべきである。

以上に於て、吾々は山鹿素行の人及び思想の一斑を素描し得たと考へる。素行の人と爲りは内に烈々たる情熱を持ちながら、それを御するに聖教の道德的工夫を以てし、あくまで謹嚴であり、篤實であつた。彼は實に類ひ稀れなる早熟であつたが、老境に至るも尙ほ且つ念々修學にいそしみ、いはゆる世の常の苗にして秀づる類ひの小兒病的天才ではなかつた。彼は情熱に於てどこまでも自由主義者であつた。而も時代及び家庭の環境は久しくこの情熱の發揮を許さなかつた。然し、あくまで自己に忠實であつた素行は、かゝる内外矛盾する如き虚偽虚構の心境に永く安住することが出来なかつた。殊に彼にあつては學と行、理論と實踐とは一にして二ならず、かくして彼の實學主義と自由主義とが合體して火花を散らした結果は、従來の自己並に學界に思想的革命の烽火となつて燃え立つた古學の提唱であつたと見るべきである。また彼の日本精神高調の如きも、彼の實學主義に徹すれば、必ずや當然の動機であり、また歸結でなければならぬ。のみならず、彼が國史の研究

に傾倒し、和歌、國學、神道並に兵學等を學んで得たる所の史眼の發露したものと云ふことが出来る。殊に彼の武士道論に至つては、武士興起の歴史的研究によつて背景づけられたものであつて、後世彼を以て武士道學派の祖と仰ぐゆゑも實にこゝにあるのだ。而して彼の教育説は一は彼れ自身の歴々たる體驗と、二つには以上の如き彼の學問並に思想から滲み出でたもので、その教育立國論、その師道論、また、その節に従ふ教戒の説の如き、皆然りである。彼は實に一世の人傑、一代の大教育家であつた。

山鹿素行略年表

元和八年 <small>(皇紀二二八二) 西紀一六二二</small>	一歲	八月二十六日會津に生る
寛永元年 <small>(皇紀二二八四) 西紀一六二四</small>	三歲	父と共に江戸に出づ
同 四年	六歲	塾師に就學
同 七年	九歲	林羅山を師とす
同 九年	十一歲	元旦初めて詩文を作る
同 十三年	十五歲	堀尾山城守の召聘を謝絶す
同 十五年	十七歲	初めて大學を講ず
	同	尾畑、北條二氏に兵學を學ぶ
	同	既に四書六經を講ず、
	同	紀州家と阿部老中よりの仕官の申出を共に謝絶す
	同	高野法印その他より神道傳受
同 十六年	十八歲	松平侯七百石を以て召抱へんとして果たさず

同 十八年

二十歳

十七歳より廣田氏に歌學國學を學びこの年に至つて完修す

同 十九年

二十一歳

兵學の印可を得

正保三年(皇紀二三〇六)

二十五歳

松平越中守、兵學及び學問の門弟となる。

同

老莊二子を講ず

慶安四年(皇紀二六一一)

三十歳

家光公薨去に付、幕府へ仕官の望絶ゆ

承應元年(皇紀二六一二)

三十一歳

淺野侯千石にて召抱ふ

明暦二年(皇紀二六一六)

三十五歳

「武教小學」等兵學書完成す。

同 三年

三十六歳

師羅山の死に會ふ

萬治元年(皇紀二六一八)

三十七歳

僧隱元に佛説を聴く

同 三年

三十九歳

赤穂淺野侯への仕官を辭して江戸に歸る

寛文元年(皇紀二六二二)

四十歳

津輕侯の招聘を謝絶。全く仕官の念を斷つ

同 三年

四十二歳

古學への轉向を決す

同 五年

四十四歳

「山鹿語類」成る

同 六年

四十五歳

父高道の死に會す

「聖教要録」出づ

同

十月、赤穂に配謫さる。

同 九年

四十八歳

「中朝事實」出づ

延寶三年(皇紀二六三五)

五十四歳

「配所殘筆」成る

同

六月罪を赦されて江戸に歸る

同 五年

五十六歳

母の死に會す

同 六年

五十七歳

「配所殘筆」を追補す。老弱頓に加はる

貞享二年(皇紀二六八五)

六十四歳

九月二十六日死す

參考書

一、山鹿素行

配所殘筆

一、同

聖教要録

一、同

武教小學

一、同

山鹿語類

一、同

中朝事實

昭和十一年五月十日 第一刷 印刷
昭和十一年五月廿日 第一刷 發行

春秋文庫 第五部 3 山鹿素行
【定價】 金五十錢

版權所有

著者	田 制 佐 重
發行者	東京市日本橋區吳服橋二ノ五 神 田 龍 一
印刷者	東京市牛込區早稻田龜卷町三六二 關 根 慶 寬
印刷所	東京市牛込區早稻田・卷町三六二 早稻田印刷株式會社

發行所

發賣所

東京市日本橋區吳服橋二ノ五
春秋社
振替(東京)二四八六一
東京市日本橋區羅服橋二ノ五
株式會社 松 柏 館
振替東京三九七一六 電話日本橋二六二四

部一第・庫文秋春

- (1) 水井澤著 科學的生命觀★
- (2) 山井盛之著 經濟學說史★
- (3) 久保良英著 最近の心理學★
- (4) 瀧本誠一著 日本經濟學史★
- (5) 宮島新三郎著 文藝批評論★
- (6) 阿部重孝著 教育學★
- (7) 入澤宗壽著 教育史★
- (8) 高野辰之著 民族主義論★
- (9) 住谷悅治著 社會主義經濟思想史★
- (10) 美濃部達吉著 選舉法概説★
- (11) 石川千代松著 進化論★
- (12) 深作安文著 倫理學概説★
- (13) 萩原井泉水著 俳句趣味論★
- (14) 五來欣造著 政治哲學★
- (15) 賀川豐彦著 宗教教育の本質★
- (16) ヤツシシ著 クロフトの手記★
- (17) アクエンシイ著 阿片溺愛者の告白★
- (18) ヘツケル著 宇宙の謎★
- (19) 上野松峰著 漂泊の人(西行)★
- (20) 青野季吉著 社會思想と中産階級★
- (21) 田邊尚雄著 東洋音樂論★
- (22) ラインブルンデ著 十九世紀獨逸思想史★

部一第・庫文秋春

- (23) 瀧本誠一著 日本貨幣史★
- (24) 野口米次郎著 芭蕉論★
- (25) 高城仙次郎著 物價問題研究★
- (26) 外山卯三郎著 現代美術論集★
- (27) 野口米次郎著 芭蕉俳句選評★
- (28) 板垣慶雄著 伊太利亞美術史★
- (29) 小酒井光次著 實驗遺傳學概論★
- (30) W.スミット著 經濟價值論★
- (31) 藤峻義等著 産兒調節論★
- (32) 岡邦雄著 自然科學史★
- (33) 杉田直樹著 醫學と現代生活★
- (34) 山邊習學著 佛教と日本文化★
- (35) 小林良正著 經濟史論考★
- (36) 黒岩漢香著 天人論★
- (37) 黒岩漢香著 小野小町論★
- (38) 萩原井泉水著 俳壇傾向論★
- (39) 川合貞一著 理學★
- (40) 森岩雄著 映畫藝術★
- (41) 新國良三著 西洋演劇研究★
- (42) 石川光春著 植物と比較したる人間★
- (43) 中澤毅一著 動物と比較したる人間★
- (44) 加藤一夫著 農藝藝術論★

三六判★一ツ五十錢

(哲學・宗教・自然科學其ノ他)

部一第・庫文秋春

- (46) 加藤一夫著 クロボトキン藝術論★
- (45) 富士川游著 科學と宗教★
- (47) 石川恒太郎著 日本浪人史★
- (48) ヘッエロツノエリス著 智田一郎譯 結婚史★
- (49) 三島廉七著 生殖理論★
- (50) 美濃部照著 動物の分類★
- (51) 竹内時男著 物理學的新世界像★
- (52) 藤野浩譯 英國現代隨筆集★
- (53) 内村道三郎譯 基督のまねび★
- (54) 木村教譯 アミエルの日記(前)★
- (55) 柳田泉譯 アミエルの日記(後)★
- (56) 五十嵐力著 平家物語の新研究★
- (57) 坪内逍遙著 東西の偏情的悲劇★
- (58) スタイブンスン著 谷島・藤野共譯 若き人々の爲に★
- (59) 伊藤秀一著 世界經濟の理論と概観★
- (60) 古田大次郎著 死の饑 悔★
- (61) 宮崎安右衛門著 アシジの聖フランシス★
- (62) 竹内時男著 原子と宇宙★
- (63) 永井亨著 社會問題文典(上)★
- (64) 永井亨著 社會問題文典(下)★
- (65) 高野辰之著 日本歌論史(上)★
- (66) 高野辰之著 日本歌論史(中)★
- (67) 高野辰之著 日本歌論史(下)★

三六判★一ツ五十錢

(哲學・宗教・自然科學其ノ他)

部一第・庫文秋春

- (68) 永井潜著 科學の今昔★
- (69) 山邊習學著 佛教に於ける地獄の研究★
- (70) 原志免太郎著 灸法の醫學的研究★
- (71) パツサルゲ著 守屋謙二譯 現代美術史理論★
- (7) テーニス著 鈴木晃譯 共同社會と利益社會★

部二第・庫文秋春

(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
相馬御風著	上野松峯著	萩原井泉水著	野口素次郎著	萩原井泉水編	萩原井泉水編	萩原井泉水著	萩原井泉水著	萩原井泉水著	相馬御風著	相馬御風著
良宜坊物語	詩に瘠せた芭蕉	「奥の細道」通説	放たれた西行	芭蕉選集	尾崎放哉俳句集	芭蕉の自然観	旅人芭蕉	旅人芭蕉	貞心と千代と蓬	一茶と良宜と芭蕉

(25)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)
成瀬慶子著	吉江喬松著	吉江喬松著	吉江喬松著	吉江喬松著	吉江喬松著	相馬御風著	萩原井泉水編	萩原井泉水編	高濱虚子著	江原小彌太著	萩原井泉水著
寂光の人蓮月	自然美論	自然讀本(冬)	自然讀本(秋)	自然讀本(夏)	自然讀本(春)	曙覽と愚庵	俳人讀本(下巻)	俳人讀本(上巻)	現代俳句評釋	出家良寛	芭蕉と一茶

部三第・庫文秋春

(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
吹田順助	北川三郎	北川三郎	北川三郎	北川三郎	北川三郎	北川三郎	北川三郎	古館清太郎	佐久間政一	柳田泉	宮原晃一郎	柳田泉	柳田泉
移民文學	世界文化史(六)	世界文化史(五)	世界文化史(四)	世界文化史(三)	世界文化史(二)	世界文化史(一)	森の生活	文藝復興	自然論	憂愁の哲理	代表偉人論	衣裳哲學	英雄及英雄崇拜

(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)
平林初之輔	平林初之輔	賀川豊彦	賀川豊彦	賀川豊彦	賀川豊彦	賀川豊彦	茅野蕭々	茅野蕭々	内藤濯	内藤濯	宮島新三郎	宮島新三郎	茅野蕭々
エミール(三)	エミール(二)	唯物論史(四)	唯物論史(三)	唯物論史(二)	唯物論史(一)	青春獨逸派(二)	青春獨逸派(一)	佛蘭西の浪漫派(二)	佛蘭西の浪漫派(一)	英國に於ける自然主義(二)	英國に於ける自然主義(一)	佛蘭西の反動	獨逸の浪漫派

本四六判上製・一冊八十錢

(泰西名著紹介)

△印未刊

部三第・庫文秋春

(70)	(69)	(68)	(67)	(66)	(65)	(64)	(63)	(62)	(61)	(60)	(59)	(58)	(57)
内山賢次	内山賢次	八住利雄	八住利雄	八住利雄	八住利雄	内山賢次	神永文三	神永文三	青野季吉	青野季吉	青野季吉	青野季吉	青野季吉
譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者
四少女	四少女	人生讀本	人生讀本	人生讀本	人生讀本	純正會	人口論	人口論	國富論	國富論	國富論	國富論	理想國家
(二)	(二)	(四)	(三)	(三)	(三)	(一)	(二)	(二)	(四)	(三)	(三)	(二)	(二)

(84)	(83)	(82)	(81)	(80)	(79)	(78)	(77)	(76)	(75)	(74)	(73)	(72)	(71)
柳田泉	柳田泉	市村朝藏	市村朝藏	市村朝藏	市村朝藏	市村朝藏	市村朝藏	市村朝藏	市村朝藏	市村朝藏	市村朝藏	市村朝藏	市村朝藏
譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者
佛蘭西革命史	佛蘭西革命史	政治學範典	政治學範典	政治學範典	政治學範典	政治學範典	政治學範典	政治學範典	政治學範典	政治學範典	政治學範典	政治學範典	政治學範典
(二)	(二)	(下)	(上)	(下)	(上)	(下)	(上)	(下)	(上)	(下)	(上)	(下)	(上)

本四六判上製・一冊八十錢

(泰西名著紹介)

部三第・庫文秋春

(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)
岩崎勉	岩崎勉	柳田泉	柳田泉	柳田泉	柳田泉	柳田泉	柳田泉	柳田泉	柳田泉	柳田泉	柳田泉	柳田泉	柳田泉
譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者
メタフユジカ	メタフユジカ	メタフユジカ	メタフユジカ	メタフユジカ	メタフユジカ	メタフユジカ	メタフユジカ	メタフユジカ	メタフユジカ	メタフユジカ	メタフユジカ	メタフユジカ	メタフユジカ
(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)

(56)	(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)	(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)
村松俊	村松俊	村松俊	村松俊	村松俊	村松俊	村松俊	村松俊	村松俊	村松俊	村松俊	村松俊	村松俊	村松俊
譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者	譯者
理想國家	理想國家	理想國家	理想國家	理想國家	理想國家	理想國家	理想國家	理想國家	理想國家	理想國家	理想國家	理想國家	理想國家
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)

本四六判上製・一冊八十錢

(泰西名著紹介)

部四第・庫文秋春

(3)(2)(1)
 小林橋川著 隨筆 豐太閣
 乾信一耶譯 續爐邊 夜話
 乾信一耶譯 爐邊 夜話

三六版美裝 價一圓

(隨筆・讀物)

部三第・庫文秋春

(93)(92)(91)(90) (89)(88)(87)(86) (85)
 中村祥一譯者 シェクスピア物語(下)
 中村祥一譯者 シェクスピア物語(上)
 本間久雄編 兒童劇名作集(下)
 本間久雄編 兒童劇名作集(上)
 石川イボオテ譯者 批評の生理學
 石川イボオテ譯者 讀書術
 フア田泉譯者 自由論
 ミ田泉譯者 胡麻と百合
 本間立也譯者 佛蘭西革命史(三)
 ラスキン譯者
 柳田泉譯者

本四六列上製・一冊八十錢

(泰西名著紹介)

部五第・庫文秋春

(7)(6)(5)(4)(3)(2)(1)

田	原	中	入	田	中	入
制	俊	野	澤	制	野	澤
佐	之	光	宗	佐	光	宗
重	著	治	壽	重	治	壽
著		著	著	著	著	著
ス	ト	ジ	ジ	山	吉	貝
ペ	アイ	ヤ	ョ	鹿	田	原
ン	マス	ン	ン	素	松	益
サ	ノ	パ	ロ	行	蔭	軒
ー	ル	ウ	ツ	▲	●	●
▲	ド	ル	ク			

本四六版美装 價●印八十錢▲印五十錢

(教育叢書)

259
140

1
1
2
1

